総合福祉部会 第6回

H22.8.31 資料1—6

しょうがいしゃそうごうふくしほう かしょう ろんてん いけん 「**障害者総合福祉法」(仮称)の論点についての意見** ぶんやいー ちいきいこう (分野 E 地域移行)その1

ぶんやいー ちいきいこう (**分野 E 地域移行)**

こうもくいー ちいきいこう しえん なら ほうていか く項目 E-1 地域移行の支援、並びにその法定化>

^{5んてんいー} ちいきいこう ひと ひっょう ざいげん きゅうふ しく ひっょう 論 点 E -1-5) 地域移行をする 人 に 必 要 な 財 源 が 給 付 されるような仕組みは 必 要 か?また、どのようなものであるべきか? ・・・4 5

ろんてんいー ちいきいこう にゅうしょしせつ びょういん やくわり きのう かんが 論 点 E -1-6) 地域移行における、入 所 施設や 病 院 の役 割、機能をどう 考 えるか? ^{ろんてんいー} じょうゃく とくてい せいかつようしき ぎ む 論 点 E -1-1) 条 約 では、「特 定 の 生 活 様 式 を義務づけられないこと」とあるが、こ かんが てどう 考えるか?

いざわいいん 【伊澤委員】

〇結論

け あ ま ね じ め ん と はじめ ほ ー む へ る ぷ ほうもんかんご おうしん しゃかいしげん ケアマネジメントを初め、ホームヘルプ、訪 問 看護、往 診 などのさまざまな 社 会 資源 せいび ひつよう ちいきいこうしえんじぎょう めにゅーじぎょう の整備が必要。地域移行支援事業はメニュー事業ではなく、しっかりとした位置づけ じっし ほうていか もとめる とうぜんげんこう 1 7 おく よさん ひゃくてき ぞうがく のもと実施されるべきで法定化を求める。当然現行17億の予算も飛躍的に増額し じっしたいせい きょうか おおきなぜんてい せいしんほけんいりょうふくし そうよさんはいぶん 実施体制を強化する。大きな前提として、精神保健医療福祉の総予算配分の おおはば みなおし おしすすめる せいしんかびょうしょう さくげん ひっす大幅な見直しをはかる。それを推し進めるためにも精神科病 床の削減は必須 じょうけん いえる 条 件 と言える。

〇理由

ちいきいこう さき hoto boundary holifo かんがえがち hoto boundary holifo かんがえがち かいき hoto boundary holifo かんがえがち かいき hoto boundary holifo かんがえがち かいき hoto boundary holifo かんがえがち hoto boundary holifo hoto bounda- とたいせい あぱーと たんしんせいかつ かのう ひと じんこうまんたい 一ト体制があればアパートでの単身生活の可能な人もいる。また人口万対5 うわまわるせいしんかべっど はいび かくりしゅうよう けいこう つよめる けんきゅうを上回る精神科ベッドの配備は「隔離 収 容」の傾向を強めるとの研究があり、 せんしんしょがいこく たいひ もとづくはいび わがくに まんたい しゅうよう 先進 諸 外 国 がほぼこの対比に基づく配備のなか、我が国は万 対 27.5で 収 容 けいこう きょうれつ ぜんせかい せいしんかびょうしょう やく 162 まんゆか 傾向は強烈である。さらに全世界の精神科病 床が約162万床であるが、 わがくに やく35まんゆか じょうたい せかいじゅう びょうしょう 2わり うわまわるかず ゆうする 我が国は約35万床という状態で、世界中の病 床の2割を上回る数を有する いじょう ひだいか にゅういんいりょうたいせい ささえる せいしんほけんという 「異常さ」である。この肥大化した入院医療体制を支えるために精神保健 いりょうふくしょさんぜんたい 1ちょう9,300おくえん やく1ちょう4,000おくえん つかわれ 医療福祉予算全体の1兆9,300億円のうち約1兆4,000億円が遣われ、 ちいきしえん ふくしじぎょう やく 500おくえん さかれて あっとうてき 地域支援や福祉事業にはわずか約500億円しか割かれていないという圧倒的な ざいせいばらんす わるさ せいしんいりょう ちいきかつどう せいしんしょうがいしゃふくし 財政バランスの悪さ(精神医療:地域活動/精神障害者福祉=97:3)のな じたい すいい さっきゅう あらためなければ じんけんけいし きょくたん へんちょうよさんかで事態が推移している。 早 急 に改めなければ、人 権軽視と 極 端 な 偏 重 予算と こくじょくてきじたい つづく いう国辱的事態は続く。

いしばしいいん 【石 橋委員】

けつろん **〇結論**

とくてい せいかつようしき しせつ にゅういん 特 定の生活様式を施設、入院するならば、地域で生活していくためのバックア しせつ みぢか ところ せっち ひつよう ップ施設を身近な所に設置する必要がある。

ちいきいこう ほうていか ゆる ほうかつてき ないよう ほうりつ しば 地域移行の法定化をするとしたら緩やかな、包括的な内容とし法律で縛ることにしない。

りゆう

かぞく いえ くずれこわ しゃかい さいこうちく はか いじょう とくてい せいかつようしき 家族、家を崩壊してきた社会の再構築が図られない以上、特定の生活様式 しせつ とく せんてんせいしょうがいしゃ ひつよう (施設) は、特に先天性障害者に必要です。

うじたいいん 【氏田委員】

けつろん **〇結論**

「特定の生活様式を義務づけられないこと」は当然のことであるが、これまでににゅうしょしせつはいるあるいはこれから入る知的や発達障害の人たちも少なくない。前者については、大舎制からいきなり地域生活への移行はむずかしいので、すべての入所施設(生活施設)を小舎制(利用者5~6人、スタッフ3名)にして年限をも切り、地域移行のためのアセスメントを行い、現在の能力でグループホームや援助付きのアパートなどでホームをよう十分な支援をすることにより、グループホームなどへの移行を進める必要がある。また 18歳未満については、特別しえんがっこうとうしょくばじっしゅう せいかつじっしゅう たいけんがたぐる ぶほー む かつよう イクな生活ができるよう十分な支援をすることにより、グループホームなどへの移行を進める必要がある。また 18歳未満については、特別しえんがっこうとうしょくばじっしゅう せいかつじっしゅう たいけんがたぐる ぶほー む かつよう を追いかっこうとう しょくばじっしゅう せいかつじっしゅう たいけんがたぐる ぶほー む かつよう さいかっこうとう しょくばじっしゅう たいけんがたぐる ぶらほー む かつよう さいかっこうとう しょくばじっしゅう たいけんがたぐる ぶらほー む かつよう ち援学校等で職場実習のみでなく生活実習や体験型グループホームの活用なども同時に実施し、生活力を高めることが必要である。

とくてい せいかつようしき ぎむ 特定の生活様式を「義務づけられない」ような工夫(救済組織の設立など)を特定の生活であり、 $^{\circ,\circ}$ はんたくし ほうふ することが重要であり、福祉サービスのあり方については選択肢を豊富にすることに りきてん お 力点を置くべきである。

また、特に、「問答無用の地域移行」への危惧を持つ。「本人が施設を希望すればその方向でサービスを考える」という点。ただしその際には、入所施設、移行先側ではない人間が本人の代弁者となる必要がある。例えば、施設への入所希望を確認はあい。しせつ まいりかんけい そうだんしえんじぎょうしゃ たんとう する場合には、その施設とは営利関係のない相談支援事業者が担当するなどがひつよう いっぽう ほんにん いし はん しせつにゅうしょ ごんごどうだん かくにんが本心のら本当に地域で暮らしたい」ことが確認された際には、強力に地域生活を対している。 はあい はたん ほんとう ちいき くが本心から本当に地域で暮らしたい」ことが確認された際には、強力に地域生活のこう しえん ほうていか すびーど はや おも ほうていか 移行を支援すべきである。法定化することでスピードが速まると思うので法定化はひつよう 必要である。

りゆう 〇理由

よこはまし へいせい ねんいこう けんせつ にゅうしょしせつ しょうしゃせい どうにゅう 横浜市では 平成 4年以降に建設された入所施設についてはすべて小舎制を導入

で ねんかん こうどうしょうがい おも しょうがい ひと ふく ぜんいん ちいき し、その後の $10\sim13$ 年 間 で 行 動 障 害 などの 重 い 障 害 のある 人 も 含 め、全 員 を地域 いこう せいこう 移行することに 成 功 している。

_{おおくぼいいん} 【大久保委員】

けつろん **〇結論**

ま とくてい せいかつようしき がいねん さだ 先ず、「特定の生活様式」の概念が定かとはいえないが、特定の生活様式を to で、 to で、 to で、 to で、 to で、 to で、 to で、 to で、 to で、 to で、 to

ちいきせいかついこう ほうていか ばあい ほんにん せんたく きほん したがって、地域生活移行の法定化する場合は、本人の選択を基本とするとともせんたくし かくほ ぜんてい かんが に、選択肢の確保が前提となると考える。

^{おおはまいいん} 【大 濱委員】

けつろん **〇結論**

だんかいてき ねん ちょうき ちいきいこうけいかく さくてい とくてい せいかつようしき 段階的に(10年など)長期の地域移行計画を策定して、特定の生活様式である Lpうだんきょじゅう だんかいてき ちいき いこう ひつよう 集団居住から段階的に地域に移行していく必要がある。

しょうがい おも ぱあい いりょうてき ざいたく りょう はば 障害が重い場合、医療的ケアがあるために、在宅サービスの利用を阻まれているケ おお いりょうてき ひつよう しょうがいしゃ ちいき う い たいせい せいび ひつよう ースは多い。医療的ケアが必要な障害者の地域での受け入れ態勢の整備も必要。

〇理由

ちてきしょうがいとう ばあい こうれい しんたいしょうがい せいかつ おお へんか ふあん 知的障害等の場合や高齢の身体障害などは生活スタイルの大きな変化に不安をかん ひと だんかいてき だいきぼしせつ つぎ 感じる人がいるため、段階的に大規模施設からグループホーム(ケアホーム)へ、次に とう けいかくてき いこう ひつよう アパートへ等、計画的に移行していく必要がある。

おかべいいん

けつろん **〇 結 論**

とく ちてきしょうがいしゃ よさんじょう せいやく 特に知的 障害者においては、予算上の制約などからレディ・メイド(お仕着せ) しえん の支援やサービスの受給を強いられることなく、障害の特性やライフスタイルに はっちん しえんづ じりつせいかつ 応じてグループホームの暮らしから支援付き自立生活(サポーテッドリビング)まで ちいき たよう く かた せんたくかのう 地域での多様な暮らし方を選択可能とされなくてはならない。

ちいきいこう ほうていか ちいきせいかつ ひつよう よさん かくほ 「地域移行の法定化」とは、まずもって地域生活に必要なサービス予算を確保する こうてきせきにん めいぶんか 公的責任の明文化(エンタイトルメント)であるべき。

_{おざわいいん} 【小澤委員】

けつろん **〇結論**

- だいぜんてい ちいき きょじゅうけいたい たようせい ほしょう・ 大前提として、地域での居住形態の多様性を保障すること。
- ぐるーぷほーむ けぁほーむいがい きょじゅうしえん じゅうじつ ひつよう・グループホーム、ケアホーム以外の 居 住 支援の 充 実 も必 要。
- ちいきいこう すいしん きょうか てん ほうていか ひつよう ばあい りょうしゃ いこう・地域移行の推進の強化の点で、法定化は必要だが、その場合、利用者の意向にそ ようけん ひつよう って、地域移行を推進する、という要件が必要である。

ぉ のいいん 【小野委員】

けつろん **〇結論**

ちいきいこう ほうていか ちいきせいかつしえんしさく ばつぽんてきかくじゅう ひつよう 地域移行の法定化というよりも、地域生活支援施策の抜本的拡充が必要。

〇理由

おも しょうがい ひと ちいきせいかつ ささ しえん しげん あっとうてきふそく こんぽんもんだい 重い障害のある人の地域生活を支える支援・資源の圧倒的不足が根本問題である。

かどやいいん 【門屋委員】

けつろん **〇結論**

明 状の入所・入院している者が何を希望しているのか、その希望が退所・たいしょ きょひ ほうてきこんきょ は 院のときそれを拒否できる法的根拠があるのか。ないとすれば速やかに地域生活への移行を法的権限をもって特定の期間内に実行すべきです。これらの実行を法定化することに賛成です。

りゆう 〇理由

ほんにん いこうかくにん おこな めんせつ けんげん とくてい そうだんしえんせんもんいん 本人の意向確認を行える面接などの権限について、特定の相談支援専門員とくてい ぎょうせいしょくいん けんりょうごしゃ あた いこう そ ぐたいてきしえんと特定の行政職員、権利擁護者などに与え、意向に沿った具体的支援についてぎょうせい とく しまてむ ひつよう 行政とともに取り組むシステムが必要です。

かわさき たつ いいん【河崎(建)委員】

けつろん **〇結論**

さーびす せんたくはば ふ せんたく かりぇき さべつ おこな サービスの選択幅を増やすこと、選択しないことをもって不利益や差別を行わな いことの明文化。

りゆう **〇**理由

ほんし くに しょうがいしゃ かんけい ほんにん いし きぼう むし とくてい この本旨は国と障害者の関係において、本人の意思や希望を無視した特定のせいかつかんきょう お じこせんたく じこけってい そんちょう 生活環境の押しつけを禁じたものと解すべきで、自己選択、自己決定の尊重という意味であろう。

しせつにゅうしょ にゅういんかんきょう とくてい せいかつようしき ぎむ 施設 入 所 や 入 院 環 境 が 「特 定 の生 活 様 式 の義務づけ」とはならないし、その かいしゃく ちいきいこう ほうていか とくてい せいかつようしき おように 解 釈 してはならない。地域移行の法定化はそれこそ 特 定 の生 活 様 式 の押しつけになる。

かわさき よう いいん 【川崎(洋)委員】

〇結論

ちいき だれ せいかつ せんたくけん ふくめ せいかつ けんり いちづけ すむ 地域で誰とどこで生活するか、その選択権を含め、生活する権利を位置づけ、住むば かくほ じゅうたくてあて しきゅう こうてきほしょうにんせいど せいかつ しょとくほしょう 2.4 じかん場の確保(住宅 手当の支給・公的保証人制度)、生活できる所得保障と2.4 時間 たいおう そうだんしえんたいせい ちいきいこうしえん せいどか 対応の相談支援体制などを地域移行支援として制度化する。

〇理由

ちいきいこう すすまないげんいん しゃかいしげん すくなさ じょうき ちいきいこうしえんさく 地域移行が進まない 原 因 に 社 会 資源の少なさがあるが、 上 記 の地域移行支援 策 に ほんにんちゅうしん くらし かのう より、本 人 中 心 の暮らしが可能になる。

^{きたうらいいん} 【北浦委員】

〇結論

た びょうどう じこじつげん せいめい は、いのちを守ることが 平 等 の基本基盤 他のものとの 平 等 や自己 実 現のためには、いのちを守ることが 平 等 の基本基盤であり、権利 条 約 第 10 条には、生 命に対する権利を規定している。 重 症 児 施設にゅうしょ けんり まも けいやく せんたく 入 所 は、この権利を守るために 契 約 で 選 択 したものである。

にゅうしょちゅう せいかつしえんほうほう もんだい 入 所 中 の生 活 支援 方 法 が 問 題 であるというのであれば、そのあり方を改善 いのち まも ひっす せんたくし しせつにゅうしょ ぜんめんてき すればよいのであり、 命 を守るための必須な選択肢である施設 入 所 を全面的に ちいきいこう ほうていか しせつ せんたくし のこ 否定してはならないので、地域移行の法定化をするとしても、施設は、選択肢として残すべきである。

〇理由

いのちを守る権利は根本的な権利である。どちらが優先するかといえばいのちを まも、けんり、せいかつようしき、リろん、せいげん。 ぎゃくさべつ 守る権利である。これが生活様式という理論で制限されるとすれば、逆差別になせんたくし。 ほしょう しゃかいる。選択肢のない、いのちが保障されない社会であってはならない。 にゅうしょ しゃかいてきにゅうしょ ばあい げんいん しんちょう せいさ その 入 所 がいわゆる 社 会 的 入 所 である場合には、その 原 因 を 慎 重 に精査し すみ かいけつ はか たいおう ひつよう て、速やかに 解 決 を図 るべく 対 応 することが 必 要 である。

_{きみづかいいん} 【君 塚委員】

けつろん **〇結論**

しゃかいてきしげん りょうしつ かくほ せんもんてき じんざいまん ぱわ かくほ ひつょう 社 会 的 資源の 量 質 の確保、とくに 専 門 的 な 人 材 マンパワーの確保が 必 要 であ きょういく ほいく いりょう りは びりて しょん けいぞく そうぐ ひんり、とくに児においては、 教 育・保育、医療、リハビリテーションの継 続・装具の 頻かい こうしん た せいしんてき しえん こうはん ないよう たか ほしょう 回 の 更 新、その他の 精 神 的 な支援など 広 範 な 内 容 の 高 いものが 保 障 されなければならない。

りゅう **〇**理由

ほうていか げんかい きゅうふ にゅうしょきかんべつ おお さ もう たいおう 法定化は限界があり、給付での入所期間別に大きな差を設けることが対応の ひと かんが 一つとして考えられる。

こんどういいん 【近藤委員】

-けつろん **〇結論**

「特定の生活を義務づけられないこと」とは、自己選択・自己決定ができる条件 でいる ぜんてい でせんてい できる。 エンパワメントを基本としたケアマネジメント機能等の強化による自己選択・自己決定の尊重と、地域の基盤整備や理解促進、また、 きょてんきのう ちいき くいつようさく しょとくほしょう じゅうぶん はか いつよう 拠点機能など地域で暮らすための必要策と所得保障が十分に図られる必要がある。また、選択にあたっては体験の確保も不可欠である。

かくほ きけんかいひとう にゅうしょりよう ひてい ない その 人 所 利用を否定することにつながらない 配 慮 が 必 要 である。

りゆう 〇理由

しょうがいしゃ ちいきせいかつ そくしん ちいき りかい いっそうたか 障害者の地域生活を促進していくためには、地域の理解を一層高めることが ひつよう ちいきせいかつけいけん うす しょうがいしゃ ほんにん しゃかいしょうかつりょく 必要である。また、地域生活経験の薄い障害者には、本人の社会生活力をたか たいけんさーびすりょう しえんとう ひつよう 高めていくための体験サービス利用などの支援等が必要である。

さいとういいん 【 齋 藤 委員】

けつろん **〇結論**

とくてい せいかつようしき しせつ びょういん ぎむ 特定の生活様式(施設や病院)を義務づけられないにすれば、それに代わる地域しゃかい ようい じゅうたく かいご いどう しごと社会でのくらしが用意されなければならない。そのためには住宅・介護・移動・仕事・しょとく にんげんかんけい さまざま じょうけんせいび ひつよう ほうせいか おお けっこう所得・人間関係など様々な条件整備が必要となる。法制化は大いに結構だがたん せんげん ほうせいか いみ 単なる宣言になってしまう法制化は意味がない。

^{すえみついいん} 【末光委員】

けつろん **〇結論**

重症心身障害児者が、在宅・地域での生活と、本人や家族の状態が著るからなった時など切実な事情がある場合の施設での生活なども選べる、たよう せんたく かのう きまざま しつ さいたくせいかつしえん たんきにゅうしょ をまざま なくせつ ざいたくせいかつしえん たんきにゅうしょ たんきゅう が必要である。まず、地域での生活を支えるためのいりょうできける かくじゅう ひつよう ちょくせつ ざいたくせいかつしえん 短所での支援、短期入所したが必要であり、施設がそのような在宅地域生活支援機能を発展できるようを援の拡充が必要であり、施設がそのような在宅地域生活支援機能を発展できるよう基盤整備が必要である。一方、「特定の生活様式」としての入所が選択肢として否定されてはならない。「地域移行」は強い目標とされても強制されるべきものではない。強制という意味を持つなら法定化は避けるべきである。

りゅう 〇理由

じゅうしょうしんしんしょうがいじしゃしせつ ちいきせいかつ ささ きのう たんきにゅうしょ つうじょ ちいき 重 症 心身障害児者施設は、地域生活を支える機能(短期入所、通所、地域しせつしえん ちょうきにゅうしょきのう きばん 施設支援など)を、長期入所機能を基盤として、果たしているが、まだ不充分であらいき ねっとわーく なか ちいきせいかつしえんきのう はり、地域でのネットワークの中でそのような地域生活支援機能を果たしていけるようなたいせいせいび ひつよう 体制整備が必要である。

せいめい たい けんり けんりじょう じょう けんこう けんり けんりじょうやく じょう まも生命に対する権利(権利条10条)、健康の権利(権利条約25条)を守るためしせつにゅうしょ せんたくし せーふていーねっと ひと していには、施設入所も、選択肢として、セーフティーネットの一つとして、否定されるべきではない。

たけばたいいん 【**竹 端 委員**】

けつろん **〇結論**

ちいきいこう ほうていか ひつよう なんらかの地域移行の法定化はぜったいに必要だ。

りゆう

今の法でも地域移行はうたっている。でも、じっさいにその数はあまり減っていないし、新しく病いんや入所しせつを求める「たいき者」も少なくない。条約のなかみをほんとうに守ろうとするなら、施せつや病いんではなく、ちいきでの暮らしをほしょうするための、ぐたいてきな支えの方さくを法りつでつくったり、新たな入しょはみとめないことなども法に書きこむべきかも検とうするべきである。

たなか のぶ いいん 【田中 (伸)委員】

けつろん **〇結論**

「特定の生活様式を義務づけられない」ための方法としては、障害者が自らいしていた。 なくすう せんたくしかくほ ほうほう しょうがいしゃの意思で選択することができるよう、複数の選択肢を確保する方法と、障害者のいし じゅうぶん そんちょう いし そ かたち そうせつてきしえんけいかく りっあん 意思を十分に尊重してその意思に沿った形での創設的支援計画を立案するほうほう かんが 方法が考えられるが、いずれの方法についても専門性を持った人材の確保としたがいしげんせいび すす かだい ないものかが課題となる。また、地域移行については、実施けいかく きくてい ないよう ほうていか ひつよう 計画の策定などを内容とする法定化が必要である。

りゆう

「特定の生活様式を義務づけられないこと」を実質的に確保するためには、 $^{\text{th}}$ もんだい かくほ しゃかいしげんせいび む ざいせいてきうら ひっょう 専門性を持った人材の確保と、社会資源整備に向けた財政的裏づけが必要となる。また、地域移行は、段階的に、しかし遅滞なく進めることが必要であり、そのた じっしけいかく さくてい ないよう いってい ほうていか ひっよう かんが めにも実施計画の策定などを内容とする一定の法定化が必要であると考える。

^{たなか} まさ いいん 【田中(正)委員】

けつろん **〇結論**

とくてい せいかつようしき ぎむ 特定の生活様式を「義務づけられない」ように、特定の生活様式についてを ひつよういじょう ひょうか しく こうちく じゅうよう とく す かん ひつよういじょう ひょうか しく こうちく じゅうよう とく す かん しては、どる 要以上に評価しない仕組みの構築が重要である。特に住まいに関しては、どる るもしを選んでも同じ支援条件が整うように受給権を確立するなど必要 さーびす も あわ けんりょうごきかん しえん スサービスの漏れがないようにする。併せて権利擁護機関の支援についても得られない はあい ふょうい ぉ だ しく こうちく 場合は不用意に追い出されないような仕組みを構築する。

りゆう

いま しせつ しゅご ちいきいこう すす めん おお ほんにん 今までは施設が主語になり地域移行が進むととらえられる面が多かったため、本人 けんりょうご ちいきいこう しえん すす はいりょ ひつよう の権利擁護として地域移行の支援が進むような配慮が必要なため。

なかにしいいん

けつろん **〇結論**

とくてい せいかつようしき ぎ む 特定の生活様式を義務づけられないということは、地域で暮らしたい人は地域で まいご く 最後まで暮らせるということを意味している。

りゅう **〇**理由

じゅうどしょうがいしゃ まのきしょうたい 医療に関わるような 重度 障害者、筋ジストロマーの末期 状態においても、 のままうじょ びょういん 変 養所 や 病院での看護というのは 在宅でのマンツーマンの介助に比べいまった。 での で が 病院での 看護というのは 在宅でのマンツーマンの介助に比べいまった。 で が 病院での 看護というのは 在宅でのマンツーマンの介助に比べいまった。 で が らいきいじょう きいきいじょう で の かんぜん かんがしまっかいしまっかいしまっかいして で が かんが ある。 ただしそのための地域医療の整性で 24hnの完全な介き ないき ないきでのの の で 変 えておく必要がある。グループホームも施設の ー種であり、地域での個別別なならる。グループホームも施設の ーを選 は は ありせいな は は ありせいな は は ありせいな は は ありせいが の の ある 者 ちいきを 総合 ことを 総合 るにととっては グループホーム も 地球形像のある る。かはより ちいき で ある。 かはな は は ありせいな が の ある る ちいき で は グループホームも 地球形像の ある る ちいき で ある にととを 総合 福祉法では 明 で ある。かはかず カッカによる で 決定すると 下の を残 むして を 3 コールは は りっと を 総合 ここ を 8 で 決定すると いうような で 決定すると と で か の を 残 で 大き で み の 下り は が か か り で 大き で か り りょうにつ で の 負担 が 起いこう き か い りょうにつ ちいき が は 対 の もな は は いが ある。 せ は の らな い りょうほう で の 負担 が 起こり 倍額 の 福祉 子算 が 組 まれた 例 がある。 せ り い もい す か り りょうほう で の 負担 が 起こり に る 福祉 ・ る で 戦 略 を も とにこの 総合 福祉部会で 戦 略 を さ い りょうほう っ の 負担 が 起る に り は 額 の 福祉 子算 が 組 まれた 例 が ある。 せ い りょうほう っ 方 で の 負担 が 起かる 福祉 と で の 総合 福祉部会で 戦 略 を も と に この 総合 福祉部会で 戦 略 を も と に この 総 を で め る。

なかはらいいん

けつろん **〇 結 論**

ちいき きばんせいび すす せいかつ みずか せんたく 地域の基盤整備を進めるとともに、どこで生活するのかを自ら選択するためのしく しきゅうけっていぷろせす そうだんしえんたいせい きょうか ふかけつ 仕組み(支給決定プロセス)や相談支援体制の強化が不可欠である。

にゅうしょしせつ ひてい しょうきぼか ゆにっとかまた、 入 所 施設がすべて否定されるのではなく、小規模化やユニット化をすることとくてい せいかつようしき ほうこう みいだで、特 定の生 活 様 式 でない方 向を見出すべきである。

りゆう **〇**理由

はんりじょうやく きてい じゅんしゅ せいかつ みずか せんたく たんぽ 権利 条 約 の規定の 遵 守 は、「どこで 生 活 するのかを 自 ら 選 択 する」ことが担保 げんじょう ちいき きばんせいび ぜいじゃく せんたく し されていなければならない。 現 状 では地域の基盤整備が 脆 弱 なことで 選 択 肢が

すく ほんにん にーず じゅうぶん はあく うえ ひと さいてき せいかつかんきょう **少ない、本人のニーズを十分に把握した上でその人にあった最適な生活環境** でいきょう しく ふじゅうぶん を提供する仕組みが不十分である。

にしたきいいん 【西 滝委員】

-けつろん **〇結論**

たよう しょうがいしゃ ちいき あんてい せいかつ ひつよう さ びす に ず 多様な障害者が地域で安定した生活をするために必要なサービス・ニーズのじったいちょうさ おこな ちいきいこうしすてむ もでる さくせい ひつよう 実態調査を行ない、「地域移行システム・モデル」を作成する必要がある。

のはらいいん 【野原委員】

of to 5ん O結論

ま とうじしゃ じょうきょう じょうけん せんたく 置かれている当事者の 状 況 、条 件によって選択はまちまちである。 こじん せんたく じゅう ほしょう じゅうよう 個人の選択の自由を保障することが重 要。

ひがしがわいいん 【東川委員】

けつろん **〇結論**

かぞく いきょ ちいきせいかつ ちいきせいかつしえん 家族に依拠した地域生活と地域生活支援システムが確立されていないことが、地域いこう すす はいけい たいしょしせつ たいしょしせん あら にゅうしょしせん 移行が進まない背景にある。入所施設から退所した人がいても、新たな入所者 が生まれている現実がある。また、退所者の 3分の1が「家庭復帰」である。精神びょういん にゅういんかんじゃ ちほうじちたい はあく げんじつ病院の入院患者について、地方自治体はほとんど把握していない。こうした現実がなぜ生じているのかを、緻密に分析し、具体的な対策を立てることが早急に求められる。そのためには、法定化も当面の策の1つであるかもしれない。

じげんほう ちいきいこう ほうていか ちょうきかん にゅうしょしゃ にゅういんしゃ かだい 時限法でもいいので地域移行を法定化し、長期間の入所者・入院者の課題をかいけっ解決すべきである。

りゆう

はも びょうとうへいさ しさく ひつよう イタリアのバザーリア法のように思いきった病 棟 閉鎖などの施策も必要かも。とくてい せいかつようしき なが し しょうがい う こうぞう 特定の生活様式を長く強いられることが障害を生む構造につながる。

ふくいいいん 【福井委員】

けつろん **〇結論**

しょうがい おも ひつよう しえん う ちいき あ まえ じりつ く どんなに 障 害 が重くても、必要な支援を受けて地域で当たり前に自立して暮らせ

るように、資源を整備することが課題。必要とされる入所施設があるなら、目的ときげん。 δ 数にかく きょじゅうさーびす。 δ がた いっぺん がんこう しせつ いこう 期限を明確にする。居住サービスのあり方が一変したら、現行の施設からの移行をほうていか。 すす くに じちたい ざいせいてき ほしょう かくりつ 法定化して進められることになる。これには国も自治体も、財政的な保障を確立していくことが前提となる。

りゅう

t に t は t に t がいしゃ t に t と t が t に t が t に t が t に t が t に t が t に t が t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に t に

ふじいいいん 【藤井委員】

けつろん **〇結論**

とくてい せいかつようしき ぎむづ 特定の生活様式を義務付けられないこととは、どこに誰とどのように住むかをじぶん せんたく 自分で選択できるということであり、そのためには、その選択を担保するサービスやかんきょうせいび か せいかつようしき せんたく きべつ しょう 環境整備が欠かせない。生活様式の選択において差別が生じないようにするために、法定化は必要である。

りゆう **〇**理由

せいかつようしき せんたく じっしつてき かくほ ほうりつ ぎむか ふく 生活様式の選択を実質的に確保するためには、法律による義務化も含めた ぐたいてき たいおう ひつよう 具体的な対応が必要であるため。

^{ふじおかいいん} 【藤 岡委員】

けつろん **〇結論**

せいかつきばん じぎょうしょ せいび ちいきいこう かのう しえんたいせい こうちく 生活基盤、事業所の整備と地域移行が可能となる支援体制の構築。

りゆう

しげん せんたく ょち けっか とくてい せいかつようしき きょうよう ひと 資源と選択の余地がなければ結果として特定の生活様式が強要されるに等しい。

ますだいいん【増田委員】

〇結論

しゃかいしげん あっとうてき ふそく かぞくいぞん いきょ しぇんし すてむ ちょうきにゅういん 社会資源の圧倒的な不足と家族依存へ依拠した支援システムが、長期入院をうんで生んできた.

たいきいこう ほうていか たちおくれて ちいきしげん かくじゅう 地域移行を法定化するのではなく、立ち遅れている地域資源の 拡 充 についての

ほうていか ひつよう ほんにん いし にゅういん へいさびょうとう にゅういん 法定化が必要. また本人の意思による入院であっても閉鎖病 棟への入院する おおきなもんだい せいしんかびょうとう いし かんごし はいちきじゅん みなおすことには大きな問題がある. 精神科病 棟への医師・看護師の配置基準を見直す.

みうらいいん 【三浦委員】

けつろん **〇結論**

たいき たよう す かた らいふすたいる せんたく じつげん きばんせいび 地域における多様な住まい方、ライフスタイルを選択、実現できる基盤整備をけいかくてき ちゃくじつ すす ぜんていじょうけん ふかけつ計画的かつ着実に進めることが前提条件として不可欠である。

すいきいこう ほうていか げんじょう ぶんせき ぎろん ひっょう なお、地域移行の法定化については 現 状 を分析 し、ていねいな議論が必要である。 また、そのための制度 設計 をどのようにするのか等についても合わせて 検討 することが大切である。

りゆう 〇理由

しげん ざいげん ふく かくほ じったい ふ ちいきいこう ほうていか ほうほう 資源(財源を含む)の確保なしに、実態を踏まえない地域移行の法定化の方法や ぐたいてき せいどか あらた せいかつ ふあん かのうせい けねん 具体的な制度化は、新たな生活不安を生む可能性が懸念されるため。また、 ぎむ じょうたい ぶかいかくにん ひつよう かんが 「義務づけられる」という状態の部会確認が必要ではないかと考える。

^{みつますいいん} 【光 増委員】

けつろん **〇結論**

きんねん しょうがい ひと えら す にゆうしょしせつ ちぃき なか く 近年の 障害のある人たちが選ぶ住まいは、入 所施設ではなく地域の中での暮らしを選択する傾向が強い。相談支援体制・選択できるグループホーム・ケアホーム支援体制・選択できる雇用を含めた日中活動の場等の整備が安心感への じゅうじっ かね じゅうじっ りょう しえんたいせい さつきゅう ようい ちいきせいかついこう ほうていかくにも選択に向けた支援体制を早急に用意すべく、地域生活移行の法定化を国めいかく しめ は明確に示すべきである。

りゅう

と せいげん く しょうがい な かか だれ のぞ かこ 別ざされ制 限された暮らしは、障 害のある無しに関わらず誰も望まない。過去にあんしん ちいきせいかつしえんたいせい せいび な 心 できる地域 生 活支援 体 制が整備されていなかった 背 景から、入 所施設・精しんかびよういん せいび ひてい きょうしえんたいせいせいび ちゃく神科 病 院が整備されてきたことは否定しない。しかし、今日支援 体 制 整備に 着しゆ けんしょう あんしんかん たか りょうしゃ いこう こた いつぽう にゆうしょし手し、検 証 し、安 心 感を高めて利用者の意向に応えようとする一方、入 所施せつ せいしんかびよういんとう しえんかんけいしゃ いこう さゆう ちいきせいかついこう ま ひ・精 神科 病 院 等、支援 関係者の意向に左右された地域 生活移行を待ってい にゆうしょ にゆういん す さ じんせい と もど ては、入 所・入 院して過ぎ去った人生を取り戻せない。

もりいいん 【 森 委員】

〇結論

たよう かちかん もと たよう せいかつ じつげん 多様な価値観に基づく、多様な生活を実現するための選択肢としての諸サービスの そうだんしえん じゅうじつ はか ちいきいこうしえん たいきいこうしん カンウェ ない と 解析、情報の適切な発信を行い、利用者ならびに かぞく ちいきいこう いぎ りかい そくしん はか ひつよう 家族に地域移行の意義について、理解の促進を図る 必要がある。また、あわせて地域しゃかい こうせい ひとびと いりょう ほけん ふくし きょういくかんけいしゃならび かんけいかくきかん 社会を構成する人々、医療、保健、福祉、教育関係者並びに関係各機関のしょうがいりかい ちいきいこう いぎ りかい もと 電 理解と地域移行の意義の理解が求められる。

ちいきいこう ほうていか かんが うえ にゅうしょしせつ りょうしゃ たい しかしながら、地域移行の法定化を 考 える上で、入 所 施設の利用者に対していちりつ にゅうしょきげん ほうていか さんどう にゅうしょしゃほんにん ほごしゃ 一 律に入 所 期限を法定化することには賛 同できない。入 所 者 本 人 や保護者にその選 択 権 を持たせるべきである。

〇理由

にゅうしょしせつかいたいろん さんせい ちいきせいかつ おく しゃかいしげん 入 所 施設解体 論には賛成できない。地域生活を送るための社会資源のひとついち きのう にゅうしょしゃ ふく ちいき じゅうみん せいかつ ゆうこうと位置づけて、その機能を、入 所 者も含めた 地 域 住 民の生活のために有効にかつよう しすてむ こうちく けんとう 活用するシステムの構築を検討すべきである。

ゃまもといいん 【山 本委員】

けつろん **〇結論**

ちいきいこう ほうていか ひつよう 地域移行の法定化は必要

りゆう **〇**理由

ばいげんかくほ じげんりっぽう ちいきいこうほしょうほう ひつよう ぜんてい かくり 財 源 確保のためにも、時限立法として地域移行保障法が必要その前提は隔離 しゅうよう たい くに しゃざい 収容に対する国の謝罪である

あらいいいん 【荒井委員】

けつろん **〇結論**

しせつ いりょうきかん ちいきいこう そくしん じっこうせい たか かんてん 施設や医療機関からの地域移行を促進するためには、実効性を高める観点から、 ぐたいてき きげん すうちもくひょうとう さだ ひつよう かんが 具体的な期限や数値目標等を定めることが必要と考える。

つい こんきょ ていぎ めいかく じちたい きゃくかんてき しんちょくじょうきょう その際、その根拠・定義を明確にするとともに、自治体において客観的な進捗状況 はあく かのう じゅうぶん けんとう ひつよう の把握が可能なものとなるよう十分な検討が必要。

まっぴす きばんせいび ちいきせいかつ ていちゃく しく じゅうよう あわせてサービスの基盤整備や地域生活を定着させる仕組みづくりが重要である。 りょうしゃ きぼう ちいき しゃかいしげん じょうきょうとう そうごうてき かんあん ここまた、利用者の希望や地域の社会資源の状況等を総合的に勘案して、個々のりょうしゃ ちいきいこう とく じゅうじつ ひつよう 利用者ごとに地域移行にむけた取り組みを充実させていくことが必要である。

〇理由

ちいきいこう すす きげん すうちもくひょうとう せってい う い 地域移行を進めるためには、期限や数値目標等を設定するだけではなく、受け入れ ちいき にっちゅうかつどう ば ぐるーぷほーむ せいびとう すす る地域の日中活動の場やグループホームの整備等を進めることが不可欠であるため。

いざわいいん 【伊澤委員】

〇結論

ちいきいこうじぎょう すすめるばあい きげん すうちもくひょう ひつようせい かんじる たいおう 地域移行事業を進める場合に期限や数値目標の必要性は感じるが、対応にてあつさか きじっせん あらあらしく ない はいりょ ひつよう 手厚さ欠き実践が荒々しくなることの無いような配慮が必要である。

〇理由

たいいん ちいきいこう おくしたり きぶん つよいけいこう ひと たいおう 退院 (地域移行)に臆したり、ためらい気分が強い傾向にある人への対応にはてあっさ はいりょ きわめてひつよう くに かんけいしゃ こくみん たいして 手厚さや配慮が極めて必要である。また国が、関係者だけでなく、国民に対してもほうこうせい しめずため きげん すうちもくひょう ひつよう 方向性を示す為にも、期限と数値目標は必要であろう。

いしばしいいん 【石橋委員】

けつろん **〇結論**

^{ふよう} **不**要

いこう かず きげん すうちもくひょう じつげん ほしょう 移行の数の期限や数値目標には、それを実現するための保障がなければならない。 しょうがいしゃ かぞく ぎせい うえ すうち ひと ある さだ ひつよう かんが 障害者や家族の犠牲の上で数値が独り歩きしないように定める必要があると考え る。

りゆう

げんざい しょうがいふくしけいかく おお きげん すうち さだ 現在、障害福祉計画で大まかな期限と数値が定められている。

うじたいいん 【氏田委員】

けつろん **〇結論**

もちろん必要である。個別支援計画、ケアマネジメントの導入、本人の生活すきる こうじょう はか しえん ひとり しょうたいぞう はあく にーずスキルの向上を図るための支援など、一人ひとりについての状態像の把握とニーズにそ しえん ひと ちゅうしん ちいきいこう もくひょう ていねい く た じゅんび 沿った支援がその人を中心に地域移行を目標に丁寧に組み立てられ、準備されるひつよう 必要がある。

すうちもくひょう ぷっぐらむ ひつよう かんが とかんてき きげん 数値目標やプログラムは必要と考えるが、(時間的) 期限については「その期限のもくひょうち どうじ ほんにん にちじょうせいかつてきおうど めんみつ あせすめんと ちいきいこうご目標値と同時に本人の日常生活適応度の綿密なアセスメントおよび地域移行後の支援体制」を見通す形で、「地域移行の失敗をできる限り回避する」という視点がひつよう かんが ちいきいこう しっぱい かいひ ほんにん くんれん ちいき おくりだ かめ 要であると考える。地域移行の失敗の回避には、本人を訓練して地域に送りだすのではなく、現在持っている力で地域生活を送るにはどれだけの支援が必要かのあせすめんと おにな かふそく しえん アセスメントを行い、過不足ない支援をつけることが必要である。

〇理由

じかんてききげん せってい きげんいじょう にゅうしょ にゅういん しえんさいどがわ こすと 時間的期限の設定は、その期限以上の入所や入院による、支援サイド側のコストだか 高につながりかねず、そのような場合には、地域生活移行の条件が整っていなくても ちいき おく だ じょうきょう しょう ちいきせいかつ にゅうしょ にゅういん 地域に送り出すような状況が生じかねない。そうなると、地域生活と入所・入院を しっぱいたいけん はんぷく ほんにん にちじょう 繰り返すような状況にもなりかねず、そういった失敗体験の反復は、本人の日常せいかつてきおう ちめいてき だめーじ あた せいかつてきおう ちめいてき だめーじ あた エルカってきおう ちめいてき だめーじ あた ちいきせいかつしえんたいせい せいび せっと けんとう もんだい かんが べた地域生活支援体制の整備とセットで検討していくべき問題と考える。

おおくぼいいん 【大久保委員】

けつろん **〇結論**

へいせい ねんどいこう いっていきげん さだ すうちもくひょう せってい ちいきせいかついこう 平成 24年度以降についても、一定期限を定めて数値目標を設定し、地域生活移行たいいんぞくしん はか ひつよう かんが じょうけんせいびとう ふく や退院促進を図る必要があると考える。また、そのための条件整備等も含めたプログラムを定める必要があるが、期限や数値目標を定める上で、本来、利用者全員 たい てきせつ じょうほうていきょう おにな ちいきせいかついこう いし かくにん ひつように対して適切な情報提供を行うなかで地域生活移行の意思を確認する必要があ

ると考える。

りゆう 〇理由

^{おおはまいいん} 【大 濱委員】

けつろん **〇結論**

> ひつよう **必**要

りゅう 〇理由

> げんじょう じっこう あ 現状で実効が上がっていない

_{おざわいいん} 【小澤委員】

- けつろん **〇結論**
 - *定めることにより、地域移行が推進されれば、必要である。ただし、これまでの計画 をだいまた。 $^{fh l l l l}$ はまないことが多いので、定める目標に強制力を もたせるかどうかが重要である。
 - きょうせいてき たいしょ えんかつ ちいきいこう ちいきしげん せいび・強制的な退所ではなく、円滑な地域移行のためには、地域資源の整備とあわせてもくひょう せってい ひつよう 目標を設定する必要がある。

おだじまいいん 【**小田島委員**】

けつろん **〇結論**

^{ひつよう} 必要である。

りゆう

ぐたいてき ちいき だすひと もくひょう きめない しせつ びょういん しょくいん 具体的に地域に出す人の目 標を決めないと、施設や病 院の職 員はなかなか ちいき だそう 地域に出そうとしないから。

かどやいいん 【門屋委員】

けつろん **〇結論**

ひつよう 必要。

りゆう 〇理由

だつしせつかせいさく じつげん しょがいこく せいさくじつれい ねんたんい 脱施設化政策を実現するためには、諸外国で政策実例のある 10年単位の ぐたいてきけいかく つく 具体的計画を作るべきです。

げんざい ちいきいこうかだい いま ながねんにゅうしょ にゅういん ひと もんだい こんご 現 在の地域移行課題は、今までの長年入所・入院していた人の問題です。今後、いま ちょうきにゅうしょ にゅういん おっきゅう なん しょがいこく じっしょうず 今までのような長期入所・入院は起こらないことが、すでに諸外国で実証済みですので、有期限の政策として早急に取り組むべきです。入院に関して言えば、じょうしょう たんかんせいさく ぐたいか にほん せいしんいりょうたいけい じっじょう あ病床転換政策が具体化されるべきです。日本の精神医療体系は実情に合わせて さいこうちく 再構築されるべきと考えています。

かわさき たつ いいん 【河崎(建)委員】

けつろん **〇結論**

せんたく めにゅ りょうてき しってきかくじゅう きげん もくひょう さだ 選択できるメニューの量的、質的拡充の期限や目標を定めるべきである。 りゅう 〇理由

しょうがいしゃほんにん じゆう いし そんちょう できであり、数値 目 標 や期限の押しつけは 意ほんほう はん とく おのおの ちいき びょういん しせっ とうじしゃ じょうきょう じょうたい いちりつ 基本法に反する。特に、各々の地域、病院、施設、当事者の状況・状態は一律ではなく、画一的な期限や目標を定めることには無理がある(例:身体疾患を抱たんしん こうれいしゃ しせつ びょういんがい だえた 単身・高齢者などを施設・病院外へ出すことはできない)。そのため、実証 的なようさ けんきゅう すうちもくひょう せってい な調査、研究によらない数値目標の設定は、いわゆる「7万2千人問題」にかられる単なるスローガンに堕してしまい、実効的な計画の策定、実現に対しても、有効でないばかりか、阻害的となりうる。

かわさき よう いいん 【川崎(洋)委員】

〇結論

せいしんびょういん ちいきいこう かんして ぐたいてき きげん すうちもくひょう むずかしい 精神病院からの地域移行に関しては、具体的な期限、数値目標は難しい。こべつてき じょうけん ひつよう おもう ぱっょうけん ひつよう こべつてき 個別的な条件が必要になると思う。しかし、プログラムは必要であるが、個別的なこじん ちいき にちじょうせいかつ こじんじゅうたく ていきょう ひつようものになる。個人が地域での日常生活になじむための個人住宅の提供も必要。

〇理由

ちいきいこう ほんにんちゅうしんけいかく じっし ひつよう おうべい しせつ びょういん 地域移行にあたっては、本 人 中 心 計 画の実施が必 要。欧 米 では施設や 病 院 かちいき せいかつ いこう とき じっさい じゅうたく ようい にちじょう せいかつ なれるばら地域の生活に移行する時、実際の住 宅を用意して日 常の生活に慣れる場をていきょう 提供している。

きたうらいいん 【北浦委員】

〇結論

にゅうしょ りょういくせいか ちいきせいかつ かのう ひと いこう なお、入 所 での 療 育 成果により、地域 生 活 が可能となった人については、移行に あ しょじょうけん ちょうせい いこうしえん じゅうぶん つく おこな ひつよう 当たっての 諸 条 件 を 調 整 するなど、移行支援を 十 分 に尽くして 行 う必 要 がある。

〇理由

ませる はいたく せいかつ 先ず、取り組むべきは、現に在 宅でサービスを必 要とする人が安 心して生 活でたいせい せんこうかくりつ きる体 制を先 行 確 立 することであり、そのサービスが受けられるシステムが構 築 されれば、施設 入 所 者 で、療 育 や治 療 の結果、地域生 活 が可能な者は、安 心 して地域移行を選 択することになる。

_{きみづかいいん} 【君 塚委員】

けつろん **〇結論**

したいふじゅうじしせつ さい こ ばあい しゃかい だ い がんば 肢体不自由児施設では、18 歳 を超えた場合に、いかに社会に出すかと言うことで頑張 ゆ さき てきせつ ばしょ さが どりょく かんが っているが、なかなか行き先がない。しかし、適切な場所を探す努力をするべきと 考えているが、現状では数値目標を決めるにはほど遠く、不可能である。

りゅう **〇**理由

せいかつ さぽーと にっちゅう す かた いりょう きょういく しゃかい れんけい かてい 生活のサポート、日 中の過ごし方、医療・教 育・社会との連携など、家庭や がっこう りかい しょうに ちいきいこう 学 校の理解がなければ、小 児の地域移行はできない。

こんどういいん 【近藤委員】

けつろん **〇結論**

じこせんたく じこけってい そんちょう ぜんてい しゅうせい あんしん あんぜん せいどせっけい 自己選択・自己決定の尊 重を前提に、終生の安心・安全の制度設計をな ちいききばん かくほ きげん すうちもくひょう た しょうがいふくしけいかく も すことをふまえつつ、地域基盤の確保の期限や数値目標を立て障害福祉計画に盛 ちいき じったい ふ もくひょう たり込むなど、地域の実態を踏まえた目標を立ててはどうか。

りゆう

じこせきにん すべ じょうきょう へんか おう あんしん あんぜん かくほ ゆうせん 自己責任を全てとせず、状況の変化に応じ安心・安全の確保を優先としたせきにん しえん う つね おび ふあん かか ちいきいこう責任ある支援が受けられるようにしなければ、常に怯え不安を抱えたままの地域移行となってしまう恐れがある。

さいとういいん 【 齋 藤 委員 】

けつろん **〇結論**

ぐたいてき けいかく ちいきいこう すす ばあい ちいき う い ぐたいてき 具体的な計 画はなければ地域移行は進まない。この場合、地域で受け入れの具体的けいかく なに すす げんこう たいいん だ る く計 画がなければ何も進まない。現行の退院プログラムなど出すための取り組みだけ じゅうぶん せいか あ では充分な成果は挙げることできない。

りゆう

くに みんかんしせつ びょういんちゅうしん ぱあい きょうりょく ちいきいこう ゆうどう わが 国のように民 間施設・病院中心の場合、強力な地域移行を誘導するけいかく とも ぎょうせいほうしん しめ なに うご計画が伴なわないと、行政方針を示すだけでは何も動かない。

すえみついいん 【末光委員】

けつろん **〇結論**

りょういき げんじょう ちいき じっじょう じゅうぶん はいりょ それぞれの 領 域 においての 現 状 と、それぞれの地域の 実 情 を 十 分 に 配 慮 しもくひょうせってい ひつようた 目 標 設 定が必要である。

りゆう 〇理由

じゅうしょうしんしんしょうがいじしゃしせつにゅうしょしゃ ちいきいこう もくひょう 重症心身障害児者施設入所者においても地域移行が目標とされるべき げんじつ けぁほーむ いこう おこな ちいきいこう しえん しつ であり現実にケアホームへの移行などが行われているが、地域移行は、支援の質と、せいめい けんり けんこう けんり かくほ生命への権利、健康の権利が確保されたものでなければならない。全国の重症しんしん しょうがいじしゃ しせつ にゅうしょじしゃ めい いじょう ちょうじゅうしょう じゅん心身障害児者施設入所児者のうち 3700名以上が超重症・準

たまうじゅうしょう たまうじゅうしょう じゅんちょうじゅうしょう ふく にゅうしょしゃ 超 重 症 であり、この多数の 超 重 症 ・ 準 超 重 症 を含む入 所 者のちいきいこう ぶぶんてき ついきゅう 地域移行は部分的には 追 究 されるべきであるとしても無理に 行 うことは生 命のきけん ともな 危険を 伴 う。

としぶ ちいき しえんたいせい まった こと はあいまた、都市部とそうでない地域では支援体制が全く異ならざるえない場合もあり、いりょう ひつよう しょうがいしゃ あんぜん あんしん どこに居ても、どんな医療を必要とする障害者であっても、安全に安心してせいかつ たいせい ちいき こと よかんが まざるをえない。

たけばたいいん 【**竹 端 委員**】

けつろん **〇結論**

ひつようである。

りゆう **〇**理由

たなか のぶ いいん 【田中(伸)委員】

けつろん **〇結論**

^{ひつよう} 必要である。

りゆう

ちいき せいかつ けんり じつげん けいかくてき ちたい おこな ひつよう 「地域で生活する権利」の実現は、計画的に、かつ遅滞なく行われる必要がある。

^{たなか} まさ いいん 【田中(正)委員】

けつろん **〇結論**

すうちもくひょう ひつよう ほんにん けんりょうご ちいきいこう 数値 目 標 は必要である。しかし本人の権利擁護があっての地域移行であることをもくひょう ほんまつてんとう はいりょ ひつよう ま こべつしえんけいかく ないがしろにする 目 標では本末転倒なため、配慮が必要。先ずは個別支援計画を ひょうか うえ もくひょうち せってい きちんと評価した上で目標値を設定することが重要である。

りゅう **〇**理由

しせつ じぎょうしゃ たい ペなるてい すうちもくひょう ちいきいこう 施設など事業者に対するペナルティについては、数値目標ではなく地域移行の

ぱっせす はこな しか ようい ほんまつてんとう もくひょう プロセスにたいして 行 われるような仕掛けを用意しないと本末転倒になり目 標せってい ひはん こと ちゅうい ひつよう 設定そのものが批判されかねない事に注意が必要。

なかにしいいん 【中 西委員】

けつろん **〇結論**

とうぜんひつよう **当 然 必** 要である。

りゆう 〇理由

ないきいこう かねんせんりゃく さいしょ ねんかん ちいきいこう ちいき さーびす せいび 地域移行 10 力年 戦 略 を最 初の 5 年 間 で地域移行のための地域サービスの整備、 じんざい ょうせい ちいき いりょうづ しょーと すてい ほうもんい そうだんしえんたいせい とうじしゃ 人 材の養成、地域での医療付きショートステイや訪問医、相談支援体制、当事者 しえんそしき いくせい けんりょうごきかん せつりつ ぎょうせい さーび すきゅうふし すて む かいぜん 支援組織の育成、権利擁護機関の設立、行政のサービス給付システムの改善、 ざいせいてき うらづ おこな くわ だい かいぶかいさんこうしりょう み いただ 財政的な裏付けを行う。詳しくは第5回部会参考資料11見て頂きたい。

なかはらいいん

○結論

ちいきせいかつ きぼう にゅうしょしゃ ちいきいこう のぞ いっぽう あら 地域生活を希望する入所者が地域移行していくことは望ましい。一方で、新たにゅうしょしゃ げんじょう があることから、まずはこの現状を分析して効果的なしさく けんとう ひつよう かり ちいきいこう ほうていか ぷろぐらむ ばあい 施策を検討する必要がある。仮に地域移行を法定化しプログラム化する場合には、じょうき けんしょう ぶんせき おこな うえ こんご にゅうしょしせつ かた ちいき く 上記の検証・分析を行った上で、今後の入所施設のあり方や地域での暮らしのびじょん みす たいせいづく けんとう ひつよう かんが ビジョンを見据えた体制作りの検討が必要と考える。

いりょうてき ひつよう ひと こうどうしょうがい ひと しょうがいしゃ おもひとまた、医療的ケアの必要な人や強度行動障害のある人、障害者が重い人たちいきせいかつ さーびすきばん しえんたいせい うらら ちの地域生活におけるサービス基盤や支援体制などの裏づけがないままでの期限やすうちもくひょう せってい こんらん まね せっそく きげん すうちもくひょう さだ てきせつ数値目標の設定は混乱を招く。拙速に期限や数値目標を定めることは適切でないと考える。

りゆう

明 状では施設しかサービスを求められないことから、施設 入 所 待機者となっている。 そうとうすう おも ひと ぐるーぷほーむ けあほーむとう たる人も相当数いると思われる。これらの人たちがグループホーム・ケアホーム等の他 さーびす りょう いなら にゅうしょしせつ のサービスが利用できれば必ずしも入 所 施設でなければならないとは限らない。また、ちいきいこう すす しにゅうしょしせつ ひつよう ひと かのう 地域移行が進めば空いた居室に真に入 所 施設を必要とする人たちの入居が可能となる。

にしたきいいん 【西滝委員】

-けつろん **〇結論**

じったいちょうさ そうきゅう じっし じゅうど ちょうふくしょうがいしゃ ばあい おなの実態調査を早急に実施すべき)。重度のろう重複障害者の場合、同じ こみゅにけ しょんしゅだん も しゅうだん かくほ コミュニケーション手 段を持つ 集 団 が確保されなくてはならない。

ちいきいこう すす うえ ちょうふくしょうがいしゃ あんしん りょう けあほ む 地域移行を進める上で、ろう 重 複 障 害 者が安心して利用できるケアホーム、 つうしょしせつ こりつ しゅうだん ちゅう せいちょう きかい うば 通 所 施設がなければ孤立し、ろう 集 団 の 中 での 成 長 の機会を奪ってしまうこと になる。

_{はしもといいん} 【橋 本委員】

けつろん **〇結論**

しょうがい ひつよう 障害によっては必要である。

せいしんしっかんとう ひつよう しゅうよう かんが なんびょう 長期にわたって収容されかねない精神疾患等では必要と考えるが、難病 では在宅療養の体制が整うまでの入院延長も必要な場合がある。

りゆう 〇理由

_{しっかん} こと 疾患ごとに異なる。

ひがしがわいいん 【東川委員】

けつろん **〇結論**

しょうがいしゃじりつしえんほう せいてい とき せってい すうちもくひょう たっせい 障 害 者自立支援法が制定された時、設定された数値目 標がどれだけ達成さ ゅぐ すうちもくひょうせってい ひつよう を拭いきれない。数値 目 標 設 定 も 必 要 ではあるが、それをいかに 実 現 していくか かくじつ ほうさく た じつげん こうちく の確実な方策を立て、その実現をチェックしていくシステムを構築することが ひつよう 必要である。

りゆう 〇理由

じりつしえんほうせいていじ すうちもくひょう せってい ご げんじつ しつぼうかん かん自立支援法制定時の数値目標の設定とその後の現実には、失望感を感じるだ ひげんじつてき すうち せってい ぐたいか けである。こうした非現実的ではない数値の設定と、ぜひ、それを具体化するための ほうさく あわ けんとう 方 策 を併せて検討すべきである。

すうちもくひょう せってい しげんせいびとう せいさく ゆうこう こべつ 数値 目 標の設定は資源整備等のマクロの政策には有効かもしれないが、個別の じれい しえん すうち かお ひと じんせい ともな こべつしえんけいかく ひっす 事例の支援には、数値ではなく顔とその人の人生が 伴 う個別支援計 画が必須であり、 じったいちょうさ かた ゆうこう 実態調査の方が有効。

ひろたいいん 【**広田委員**】

けつろん **〇結論**

まずは住むところ

ふくいいいん 【福井委員】

けつろん **〇結論**

がんじゅつ かんが 地域移行は進むべくもないと 考える。

りゆう

しこうさくご これまでの試行錯誤が、そのことを示唆している。

ふじいいいん 【藤井委員】

けつろん **〇結論**

^{ひつよう} **必** 要である。

りゆう

じゅうてんしさくじっし ねんけいかく すうちもくひょうとう さだ これまでも 重 点 施策実施5 か年計画などで数値目標等が定められてきたとこしんてん ぐたいてき もくひょう もと ろだが、進展しておらず、さらに具体的な目標が求められるため。

ふじおかいいん 【藤 岡委員】

けつろん **〇結論**

ひつよう 必要。

りゆう

じつげん いな けんしょう じつげん ぱあい た 実 現 するか 否 かの 検 証 や 実 現 しなかった場合のペナルティその他のアフターケ げんじつか アがなければ現実化しない。

ますだいいん 【増田委員】

〇結論

にんげんちゅうしん すすめる げんそく すうちもくひょう せいしんびょうしょう 人間中心に進めるのが原則である. 数値目標とするのは精神病床の

さくげんすう さくげん あわせてちいきしげん かくじゅう きげん すうちもくひょう さだめる 削減数であろう. 削減に合わせて地域資源の拡充の期限と数値目標を定める v_0 要がある.

にゅういんちゅう ひと たいいん むけたしえん ていねい ひと ペーす すすめる 入院中の人の退院に向けた支援は丁寧にその人のペースで進めるべきである.

みうらいいん 【三浦委員】

けつろん **〇結論**

はいてき ぷろぐらむ 具体的なプログラムについては開発され日々の実践を踏まえ改善されるべきとかんが にゅうしょしせつ たい きげん すうちもくひょう さだ 考えるが、入所施設に対して期限や数値目標を定めることについては、E-1-1 の にて述べたとおり、慎重な議論を経て対応を図るべきである。ただし、地域で生活できる基盤整備に係る数値目標や整備期限を設けることについては推進する ひつよう 必要がある。

りゅう 〇理由

ほんにん きぼう じゅうし へんの希望がまず 重視されるべきである。 障害のある人の個別性や環境を サイクに配慮した対応がなされるようにすることが重要である。そして、本人の きぼう こた ちいきいこう さら すす ひつよう ちゃくじつ ちいき きばんせいび 希望に応える地域移行を更に進めることは必要であり、着実な地域の基盤整備が もと 求められるため。

^{みつますいいん} 【光 増委員】

けつろん **〇結論**

ではうじゆんてき きげん もくひょう せつてい でつよう である。ただし、一人一人の生 標 準 的な期限・目 標 を設定することは必要である。ただし、一人一人の生 たい たい き方に添った支援を 行 うわけであるから、尺 定 規に期限・目 標 により制限されてはならない。どれだけ個別のケアマネジメントに裏打ちされたニーズを特定し、体 がのう しえんたいせい せいしんしょう 験し、判断し、挑戦し、再びリベンジ可能な支援体制とすべきである。精神障がいしゃたいいんしえん にな ちいきせいかついこうしえん ちてき しんしょう かく 害者退院支援を担う地域生活移行支援コーディネーターを知的、身障にも拡だい はいち 大し配置すべきである。

りゅう 〇理 由

はくぜん し えん え し えん え 変 然 としていては支援になり得ないし支援とはいえない。目標があり、そのため どりょく かんきょう ととの じつさい く おこな く わ かだい めいかく に努力し、環境を整え、実際の暮らしを行い、暮らしてみて分かる課題を明確 ちょうせい ひょうか けんしょう お あ かてい じゆうょう にし、調整・評価・検証し、折り合っていく過程が重要である。

^{もりいいん} 【森委員】

〇結論

びょういん ちいきいこう かんして ぐたいてき きげん すうちもくひょう ぷろ ぐら む さだ 病 院 からの地域移行に関して、具体的な期限や数値 目 標 、プログラムなどを定め びょういん ることが必要と思われる。

〇理由

びょういん いりょうこうい ひつようせい たいいん きかん 病 院 は、医療行為の必要性がなくなれば退院をすべきである機関である。また、 にゅうしょしせつ かいたいろん まえ ちいきせいかつ おくる しゃかいしげん 入 所 施設については、解 体 論 をとなえる 前に、地域 生 活 を送るための 社 会 資源の いちづけて きのう にゅうしょしゃ ふく ちいき じゅうみん せいかつ ひとつと位置づけて、その機能を、入 所 者 も 含めた 地 域 住 民の生 活のために ゆうこう かつよう しすてむ こうちく けんとう 有効に活用するシステムの構築を検討すべきである。

やまもといいん 【山本委員】

けつろん **〇結論**

^{ひつよう} 必 要である

りゆう 〇理由

> しゃかいてきにゅういん すうちもくひょう 社会的入院について数値目標はあったが、それを支えるプログラム具体的 しゃかいてきにゅういん ちいきしえんたいせい ちいきいこう すす よさん じゅうぶんかくとく 地域支援体制がなかったため、地域移行が進んでいない。予算を十分獲得するため ほうりつ ひつよう法 律が必要

プルマルバー ちいきいこう すす ぴ あ さ ぽ ー と じりつたいけんぷ ろ ぐ ら む 論 点 E -1-3) 地域移行を 進 めるために、ピアサポートや自立 体 験 プログラムなどをどの せいび てんかい ように整備・展 開していくべきか?

あらいいいん 【荒井委員】

けつろん **〇結論**

ぴぁゕぅんせら ぴぁさぽーたょうせいこうざ かいせつ しょきゅう じょうきゅう こーすピアカウンセラー、ピアサポーター養成講座の開設、初級から上級へのコースせってい ぴぁさぽーた じっしゅうさきかくほ ぜんこくてき じっし設定、ピアサポーターの実習先確保などを、全国的に実施すること。

いざわいいん 【伊澤委員】

〇結論

てゅういんちゅう ほう ほうもん ぴぁさぽーとじぎょう ちいきいこう 入院中の方を訪問するピアサポート事業など、地域移行をはかるための ぴぁさぽーと じりつ たいけん ぷろぐらむ じちたい ひっす めにゅーか ピアサポート、自立体験プログラムを自治体の必須メニュー化とする。また ぴぁさぽーたーようせいけんしゅう ふくめたよさんだて すすめる いっしつ じりつピアサポーター養成研修をも含めた予算立てを進める。さらに GH/CHの一室を自立せいかったいけん しょーとすていょう かくほ ねんかん やちんほじょ とっし 生にかったいけん しょーとすていよう かくほ ねんかん やちんほじょ じっし 生にいんじゅんびしつ たいけんはうす うんよう 退院準備室や体験ハウスとしての運用をはかる。

〇理由

ぴゅきぽーたー びょういん あぷろーち いんないほうもん びょういんぷろくらむさんかピアサポーターによる 病 院 へのアプローチ (院内 訪問や病院 プログラム参加)つうじて たいいん こくふく たいいんじゅんび すすむじれい おおく を通じて、退院へのためらいを克服し、退院準備に進む事例が多くなってきている。たいけんてき しゅくはく つうじてあせすめんとまた体験的な宿泊を通じてアセスメントとともに、ご自身の自信と退院後の具体的いめーじなイメージをつくることは、地域移行を進める上で肝要である。東京都が実施しているにきいこう かんれん かつようがたしょーとすていじぎょう まなぶところが大きい。る地域移行に関連させた「GH活用型ショートステイ事業」は学ぶところが大きい。

いしばしいいん【石橋委員】

けつろん **〇結論**

じゅうょう かんが せいび てんかい ピアサポートは 重 要 と 考 えるので整備、展 開 していくべきである。

じりつたいけん じゅうよう しゃかいさんか また、自立体験も重要な社会参加へのステップである。ピアサポートは単なるたいけんばなし ふじゅうぶん けいぞくてき けんしゅうせいど せいび にんていせいど体験話をするだけでは不十分。それなりの継続的な研修制度を整備し、認定制度しょくぎょう いちづ じゅうよう かんが とし職業と位置付けることも重要とも考える。

りゆう **〇**理由

けいけんほうふ じりつたいけん ちいきいこう しんてん ぎょうせい 経験豊富なピアサポートや自立体験プログラムは地域移行を進展させる。行政が

いたく そうだんいんせいどこうちく ひつよう 委託している相談員制度構築が必要。

うじたいいん 【氏 田委員】

けつろん **〇結論**

であるがほかしたがいけんだんをきないけんだんがある。 はまかったいけんだんをきないけんだんが、 まいけんだんが ままい した 本人からの体験 談を聞くとともピアサポートとして有効である。住み慣れた地域の中で小さな家を単位にして自立体験プログラムを準備する必要がある。 ピアサポート、自立体験プログラムの両方ともが、地域生活への移行には重かたいである。ピアサポートについては、既に地域生活を果たしている方が、 現在準備中の方への当事者視点からのアドバイスの機会として重要性がある。 はいまれましたが、 現在準備中の方への当事者視点からのアドバイスの機会として重要性はした。 まてきしょうがい せいしんしょうかい はったっしょうがい せいしんしょうがい はったっしょうがい さいきだし場合によっては、援助付きピアサポート プログラムのような「通ぶらない。ただし場合によっては、援助付きピアサポート プログラムのような「通ぶらない。ただし場合によっては、援助付きピアサポート がんが、 であままがい せいしんしょうがい はったっしょうがい かから かが、 また知的障害 や精神障害、発達障害を抱える人においても、その重要性はした。 まてきしょうがい せいしんしょうがい はったっしょうがい さいきである人においても、その重要性はした。 ない。ただし場合によっては、援助付きピアサポートプログラムのような「通ぶらない。ただし場合によっては、援助付きピアサポートプログラムのような「通ぶらない。ただし場合によっては、援助付きピアサポート」を検討する必要性もあると考える。自立支援プログラムラが介在したピアサポート」を検討する必要性もあると、 第300分ラム実施が必要である。

りゆう 〇理由

じぶん ata ct = 5i % ct = 100 ct = 10

_{おおくぼいいん} 【大久保委員】

けつろん **〇結論**

「たゆうしょしせつ」しょうがいしゃしえんしせつ りょう ちてきしょうがい ひと 入 所施設(障害者支援施設)を利用する知的障害のある人たちにとっては、グループホーム等での暮らしの情報やその体験が必要であるとともに、その家族へのどうよう たいおう もと かんが 同様の対応も求められると考える。そのためには、その事業者の理解と協力のも じょうほうていきょう たいけん きかい もう ひつよう かんが と、情報提供と体験の機会を設けていくプログラムが必要と考える。

_{おおはまいいん} 【大 濱委員】

けつろん **〇結論**

ちいきいこう じょうほうていきょう 地域移行のためのピアサポートとピアからの情報提供 *24時間ヘルパーを使ってアパートで1人暮らしする障害者や、ケアホーム等で暮らしまうがいしゃ にゅうしょしせつ はけん みずか けいけん はな きかいす障害者を、入所施設に派遣して自らの経験を話してもらうなどの機会をていきてき もう じぎょう ぜんこくてき じっし しせつ ぎむづ 定期的に設けるなどの事業を全国的に実施。施設に義務付け。

りゅう 〇理由

しせつ しょうがいしゃ ちいき しょうがいしゃ ていきてき じょうほうこうかん ちいきいこう 施設の障害者と地域の障害者が定期的な情報交換ができることが地域移行につながる。

^{おざわいいん} 【小澤委員】

けつろん **〇結論**

しせつ なか ちいきせいかつ ちか たいけんがた ぐるーぷほーむ けぁほーむ ・施設の中だけでなく、より地域生活に近い、体験型のグループホーム、ケアホーム、 まょじゅうしえん せいど なか じっし ひつよう 居住支援といった制度の中で、実施していくことが必要である。

かどやいいん 【門屋委員】

けつろん **〇結論**

りゆう

かわさき よう いいん 【川崎(洋)委員】

〇結論

ほんにんちゅうしんけいかく じつげん とうじしゃ たいするえん ぱわめんと とりくみ 本人中心計画を実現するためには、当事者に対するエンパワメントの取り組み ひっょう ぴぁ さぽーと じりったいけん ぷっぐら む ゆうえき ざいげんが必要で、そのためにピアサポート、自立体験プログラムは有益であり、財源のほしょう せいび 保障がされて整備されるべきである。

〇理由

ぴぁさぽーと ピアサポートはほとんどがボランティアにより、運営されている。有益なものであ ざいげん ほしょう ることから、財源の保障がされるべきである。

きたうらいいん 【北 浦委員】

〇結論

ぜんこく いく しせつ してい ちいきいこう かのう ひと たい いってい ざいせいしえん 全国の幾つかの施設を指定し、地域移行が可能な人に対しては、一定の財政支援 おこな てき しこうじっし けっか けんしょう しえんたいせい いこうを行ってモデル的に試行実施し、結果を検証して、支援体制や移行プログラムをかくりつ 確立する。

〇理由

ちいきいこう ことば たゃす げんじつ じっし こんなん おも 地域移行は、言葉でいうことは容易いが、現実に実施するには困難があると思われる。しかし、地域での生活が可能な人であるならば、地域移行を積極的に支援し、ほんにん じりつてきせいかつ じつげん めざ 本人の自律的生活の実現を目指すべきである。

こんどういいん 【近藤委員】

of to 3ん O結論

きわ じゅうよう こうかてき おも いたくそうだんしえんじぎょうしゃとう 極めて 重 要 であり、効果的であると 思われるので、委託 相 談 支援 事 業 者 等 へ はいち きのうめ にゅーか けんとう おこな せいど いちの配置や機能メニュー化の 検 討 を 行 い、制度のなかに位置づけるべきである。

りゆう

ぴぁさぽーと しょうがい じゅよう おお こうか ピアサポートは 障 害 の受 容において大きな効果がある。

しみずいいん 【**清水委**員】

〇結論

しせつ びょういんがわ てんかい そうだんしえん ちいきしえんしげん ほんにんちゅうしん れんどう 施設・病院側の展開と相談支援、地域支援資源が、本人中心に連動しててんかい しく ひつよう 展開していくこと仕組みが必要。

りゆう

Lto べっど うえ ひと いっしょ た あ 施設のベッドの上の人も一緒に立ち上がっていこうとすることが大切 だと^{おも} 思います。

ひとり じぶん じんせい ものがたり しえん しんとりが自分の人 生の物 語 を生きていくことを支援することを共に連携してすすめていく。

たけばたいいん 【**竹 端 委員**】

けつろん **〇結論**

5h(Th) ないきしょうがいしゃ えんぱわめんと 論 点 D-6-2) でのべた「地域 障 害 者 エンパワメントじぎょう」のなかで、 ぴぁさぽーと じりつたいけんぷろぐらむ ピアサポートや自立体 験プログラムなども、その地いきにくらす障がい者が中心 となって 行 われるべきだ。

りゆう **〇**理由

施せつや 病 いんで長くくらすうちに、地いきでの生活をあきらめた人がたくさんいる。そういう人たちには、地域でくらすなかまによるピアサポートが、大きな効かがある。また、じっさいに体けんする場をていきょうするのも、たいせつだ。そういう場は、しょうがいしゃしゅってきにうんえいすることで、地域移行のおおきな推しんの役わりにもなる。

たなか のぶ いいん 【田中 (伸)委員】

けつろん **〇結論**

そうだんしえん いちないよう てんかい 相談支援の一内容として展開していくべきである。

りゆう 〇理由

そうだんしえん しょうがいしゃ みずか ひつよう しえん はあく さいしょ い ぐち相 談 支援は、障 害者が 自らが必要とする支援を把握するための最初の入り口としての役割を果たすものであり、このような性質を持つ相談支援と結びつけてびあさぽーと じりつたいけんぷろぐらむ じっし もっと こうりつてきピアサポートや自立体験プログラムなどを実施することが、最も効率的であるとかんが 考えられるからである。

たなか まさ いいん 【田中(正)委員】

けつろん **〇結論**

ちゅうやぶんり ひわ しく かつよう こべつしえんけいかく そ じっし さい 昼 夜 分離と日割りの仕組みを活 用して、個別支援計 画に沿って実施する。この際

じりつくんれん ようい ほうしゅう うわの きげん せってい ようい せいこう ばあい 自立訓練で用意された報酬の上乗せと、期限の設定を用意し、成功した場合には ほうしゅう え しか ようい 報酬が得られるような仕掛けを用意する。

りゆう 〇理由

じりつくんれん おこな じぎょうしょ どうき じっさい うご かさ しく 自立訓練を行う事業所の動機と実際の動きが重なった仕組みになっていない くんれん せいこう ほうしゅう ため、訓練を成功させるほど報酬はしぼんで事業所の展望が今の仕組みでは見えにくくなる。そため訓練事業については、一人からの実施が可能にし、成果をもたらすことに報酬を位置づけ事業所が積極的に取り組みやすい環境設定がひつよう 必要である。

なかにしいいん 【中 西委員】

けつろん **〇結論**

とうじしゃ うんえいいいん 当事者が運営委員の51%を占め、代表・事務局 長が障害者である、とうじしゃ せいかったいけん 当事者による自立支援組織に委託してピアサポーターや自立生活体験 ぶろぐらむりーだー ようせい ぜんこく ぶろっく けんしゅうかい おこな ようせい プログラムリーダーの養成を全国でブロックごとの研修会を行い養成していく。 ひあさぽーと じりつせいかつぷろぐらむりーだ こっかしかく ピアサポートや自立生活プログラムリーダは国家資格としない。品質管理についてしじょうげんり まか は市場原理に任せる。

なかはらいいん 【中原委員】

けつろん **〇結論**

すで、せいどか ぐるーぷほー む たいけんりょう さら かくじゅう じりつたいけん 既に制度化されているグループホームの体験利用の更なる拡充など、自立体験 ば せいび じゅうよう かんが の場の整備は 重要と考える。

りゆう 〇理由

ちてきしょうがい ひと ぱあい ほんにん さまざま く ぱ たいけん きかい もっ知的 障害のある人の場合、本人が様々な暮らしの場を体験する機会を持つことせいかつじっかん つ じゅうようは、生活実感を積むためにも重要となる。

にしたきいいん 【西滝委員】

けつろん **〇 結 論**

ちょうふくしょうがいしゃ ちいきいこう あんてい ゆた ちいきせいかつ いとなるう 重 複 障 害 者の地域移行および安定した豊かな地域生活を営むうえで、ひつよう さ びす あ かた けんとう ちいきいこうもでる さくせい必要なサービスの在り方について検討し、「地域移行モデル」の作成をおこなう。

_{はしもといいん} 【橋 本委員】

けつろん **〇結論**

とうじしゃだんたい かうんせりんぐ ぷろぐらむ じゅうじつ じちたい たすくかい 当事者団体によるカウンセリングやプログラムを充実させ、自治体も紹介する れんけい などで、連携すればいい。

りゆう

とうじしゃ に - ず とうじしゃ 当事者の二一ズは当事者にしかわからないものであるから。

^{ひがしがわいいん} 【東 川 委員】

-けつろん **〇結論**

がいきいこう せいか 地域移行の成果をあげている地域では、その支援の過程にピアが関わり、成果につながっている 所 も多い。地域移行の意味、モチベーションを高めるためにピアが果たすやくわり おお かつどう こうりってき おこな とうしたピアの活動を効率的に行うためにも、自立体験プログラムの作成、その実施は大きな意味がある。先進例などを参考にしつつ、地域特性 たい にっしょ ない まり はんしんれい さんこう ちいきとくせい ラムの作成、その実施は大きな意味がある。先進例などを参考にしつつ、地域特性 おう に応じたシステムの構築が求められる。

りゆう

ちいき でんとう ぶんか ちが とうぜん 地域の 伝 統・文化の違 い、マンパワーの違 いは 当 然 あるので

ひろたいいん 【広田委員】

けつろん **〇結論**

ほんにん かぞく じゅうよう せんにん かぞく かんけいしゃ にんしき ピアサポート (本人、家族の)が重要だということを本人、家族、関係者が認識 も せんけつ かん を持つことが先決だと感じている

0埋由

いりょう ふくし ぎょうせい じょうき にんしき おも たた 医療や福祉や行政が上記のことを認識すればいいと思うことが多々ある

ふくいいいん 【福井委員】

of to 3ん O結論

げんざい にゅうしょ しせつ いっていきかんざいせき ぴぁさぽーと じりつたいけん 現在、入所している施設に一定期間在籍しながら、ピアサポートや自立体験 ぷっぺらむ りょう ちいきいこう すす うえ こうかてき プログラムを利用できるようにしていくことは、地域移行を進める上で効果的である。たいけん うえ いりょう じんてきはいち ふく ちいき かんきょう せいび てんかい はか その体験の上に医療や人的配置も含めて地域での環境の整備、展開を図っていくこと。

りゆう

_{じっせん} あき これまでの 実 践 からも、明 らかなところである。

^{ふじおかいいん} 【藤 岡委員】

けつろん **〇結論**

ピアサポートについてよくわからないが、財政 支援を行いながら、障害者 団体 や じしゅせい どくりつせい ほしょう じゅうよう ピアサポーターの自主性、独立性 を保障 することが重要 ではないか。

じりつたいけん せいどか なじ おも 自立体験 プログラムは制度化に馴染むと思う。

りゆう

しょうがいしゃだんたい じしゅせい どくりつせい なか おこ しんずい ただ、それは 障 害 者 団 体の自主性・独立 性の中で行なわれきたことにも真 髄があるような気もしている。

せいどか なに うしな 制度化により何 かが失われないのかなあという印象 もあります。

かどやいいん だい 5かいいけん べいこく しゅう しかく つく しょくぎょう ただ、門屋委員の第 5 回意見では、米 国 では、 州 ごとに資格が作られ、 職 業 と ひっす じんざい りてん うしな し、マンパワーとしては必須の人 材とのこと。利点が失われずにピアカンがせいどかかのう すいしん 制度化可能ならば 推 進 されてよい。

ますだいいん 【増田委員】

〇結論

であったから せいとう ひょうか たいけん もとづくしえん おこなう せんもんしょく ピアの 力 を正当に評価し、体験に基づく支援を行う専門 職 としてい かんじゃ ちいきせいかつ たいけん 位置づけるべきである. 入院中の患者さんが地域生活の体験ができるためのせいど ひつよう げんざい にゅういんちゅう ひと えんごりょう たいけんしゅくはく おこなって制度が必要. 現在、入院中の人を援護寮などで体験宿泊を行っても、ほうしゅう いっさいみとめられて 報酬としては一切認められていない.

_{みうらいいん} 【三浦委員】

けつろん **〇結論**

ちいき そうごうてき そうだんしえんきかん かくりつ ちいきじりつしえんきょうぎかい いちづ 地域における総合的な相談支援機関の確立と、地域自立支援協議会の位置付け やくわり きのう めいかくかとう ちいき しゃかいしげん れんけい ちいきいこう そくしん や役割・機能の明確化等により、地域の社会資源が連携し地域移行が促進される たいせい せいび なか ぴぁさぽーと じりつたいけんぷろぐらむ いち 体制を整備すべきである。その中で、ピアサポートや自立体験プログラムを位置づけ、

ひつよう おう かつよう しく こうちく ひつよう ぴぁさぽーと じりつ 必要に応じて活用される仕組みを構築する必要がある。また、ピアサポートや自立 たいけんぷろぐらむ しつ たかめる かいはつしえん おこな きたい 体験プログラムの質を高めるための開発支援もあわせて行われることを期待する。 りゅう 〇理由

ちいきいこう いよく こうじょう じつげんかのうせい たか びあさぽーと じりっ 地域移行への意欲の 向 上 や実 現 可能性を高めるためには、ピアサポートや自立たいけんぷろぐらむとう ゆうよう かつよう 体験プログラム等は有用であり活用されるべきである。一方で、地域移行や移行後のせいかつ ささ かんてん ちいき しゃかいしげん れんけい と く ふかけっ生活を支える観点からも、地域の社会資源が連携した取り組みが不可欠であるとおも われるため。

^{みつますいいん} 【光 増委員】

けつろん **〇結論**

し、み けいけん きかい おな たちば りと かんよ せつめいかい ざだん 知る・見る・経験する機会に、同じ立場(ピア)の人たちの関与(説明会・座談かい けんがくかいとう あんしんかん も でき 会・見学会等)による安心感を持つことが出来るため、ピアサポートを積極的に どうにゆう はりつたいけん しゅってい こうか きたい だれ がど りったいけん ひょうか でき の効果が期待されるが、誰がど のような指針で 評価 (出来なかったことを 評価するのではなく) するか、留意なければならない。自立体験プログラムをハードルとすべきではない。

りゅう **〇**理 由

未知な場面を選択するとき、おおむね、情報を得ようと何らかの行動を起こすのが自然である。入所・入院していた人たちが地域生活移行に際し、不安が立ちはだかり、知る以前に断念されることが見られる。できるだけ分かりやすい情報提 に 心がけ、ピアな関係による情報提供はリアリティがあり一層効果的である。また、自立体験プログラムは支援者による支援の理由付けとなりかねないたちいきせいかついこうじょうけん ちょうきせいかついこうじょうけん ちょうき はいつだいけん しえんしゃ しょえんしゃ りゅうつ ある。また、自立体験プログラムは支援者による支援の理由付けとなりかねないたちいきせいかついこうじょうけん め、地域生活移行条件とすべきではない。

もりいいん 【森委員】

〇結論

ちいきいこうしすてむ じゅうじつ ちいきせいかつ い ぎ 地域移行システムの 充 実 と、地域生活の意義についての理解の促進を図るために ぴぁさぽーと く こ そうだんしえん きかん ちいきじりっしえんきょうぎかい せいびは、ピアサポートを組み込んだ相談 支援機関や、地域自立支援協議会の整備・ないかい おこな ひつよう ちいきせいかつ じゅうじつ そくしん ストル あまれ で ひつよう ちいきせいかつ じゅうじつ そくしん まいきせいかつ じゅうじつ そくしん するための けぁまねじめんと せいび はか りょうしゃほんにん いよく じしん こうじょう はか ケアマネジメントの整備を図ることともに、利用者本人の意欲と自信の向上を図る じりつたいけんぷろぐらむ かつよう はか ひつよう ための自立体験プログラムの活用を図る 必要がある。

〇理由

ちいきいこう すす ほんにん せんたくけん ほしょう くわ ちいきせいかつ おく 地域移行を進めるためには、本人の選択権の保障に加えて、地域生活を送れる じゅうぶん はービ そふとりょうめん かんきょう せいび ひつよう ための十分なハードとソフト両面の環境の整備が必要である。

ゃまもといいん 【山 本委員】

-けつろん **〇結論**

しょうがいしゃじしん ききせんた げんこう せいしんいりょう か おーるたなてい 障害者自身による危機センターなど現行の精神医療に代わるオールタナティ う しきんえんじょ ひつよう しょうがいしゃだんたい たい た あ ひょうとう ほじょ ヴへの資金援助が必要であり、障害者団体に対して立ち上げ費用等の補助がひつよう 必要

りゆう

せいしんいりょう か おーるたなていう た あ しょうがいしゃだんたい 精神医療に代わるオールタナティヴについて、立ち上げようにも障害者団体にしきん は資金がないから

ろんてんいー ちょうきにゅういん にゅうしょ けっか ほしょうにん かくほ ちいきいこう でき論点 E-1-4)長期入院・入所の結果、保証人を確保できず地域移行が出来ない ひと たいおう こうてきほしょうにんせいど ひつよう 人への対応として、どのような公的保証人制度が必要か?

あさひないいん 【朝比奈委員】

〇結論

〇理由

いがししゃかいふくしきょうぎかい ちいきふくし ほしょうしすてむこうちくじぎょうほうこくしょ 伊賀市社会福祉協議会の「地域福祉あんしん保証システム構築事業報告書」 さんこうが参考になる。

いざわいいん 【伊澤委員】

〇結論

ちょうきにゅういん にゅうしょ せきにん くに しさく ある こうてき 長期入院、入所になってしまった責任は、国の施策に有るのだから、公的 ほしょうせいど ひつよう ふぉーむ じちたい しゅちょうめい けいやくしえん りそう保証制度は必要である。フォームとして自治体の首長名による契約支援が理想だせいかっほご たんとうぶしょ きんきゅうれんらくさき きさい けいやく もちこめるばあいが、生活保護など担当部署の「緊急連絡先」記載で契約に持ち込める場合もあり、これを職権として明示すべきではないか。

〇理由

みんかんほしょうがいしゃ かつようれい まして なか ぎょうせい たいおうはば かくふく 民間保証会社の活用例も増してくる中、行政の対応幅を拡幅することに のりきれるじれいより乗り切れる事例もある。

いしばしいいん【石橋委員】

けつろん **〇結論**

ほしょうにん かぞく にな ぜんてい かぞく ばあい せいねんこうけんせいど 保証人を家族が担うことが前提。その家族がいない場合は、成年後見制度をかいぜん かつよう 改善してそれを活用する。

ほしょうにん けんりょうごじん めいしょう いちあん かんが しかし、保証人を権利擁護人という名称にするのも一案と考える。

こべつそうだん う 個別相談も受けられるように、ケアマネージャーのように業務ととらえることがひつよう 必要。

りゆう

とく せいしんしょうがい じゅうど しんたいしょうがい ひと し あ そえん 特に精神障害、重度の身体障害の人は知り合いとは疎遠になっており、ほしょうにん むずか 保証人は難しい。

うじたいいん 【氏田委員】

けつろん **〇結論**

こうてきほしょうにんせいど ひつよう ぎょうせい にな かんが 公的保証人制度は必要である。行政が担うべきであると考える。

りゆう

ちいきいこうご ちんたいじゅうたく りょう ばあい ほしょうにん ひつよう 地域移行後、賃貸住宅を利用する場合には保証人が必要となる。

_{おおくぼいいん} 【大久保委員】

けつろん **〇結論**

はたいじゅうたく いきょ ひと しちょうそん 保証人がいないために賃貸住宅に入居できない人たちについては、市町村がたもっしょう かんが はいど ひつよう かんが 保証人になる制度が必要と考える。

おおはまいいん

けつろん **〇結論**

せいかつふくししきん かしつけじぎょう どうよう くにちょくれい くに いたく ほうほう みんかん 生活福祉資金の貸付事業と同様に、国直営または国が委託する方法で、民間アパートを障害者が容易に借りられるように保証人サービスや家賃保証の仕組みを充実追加。 おおや しんぱい こうもく かじ みずも そうおん こどくし せいど 大家の心配するほかの項目である、火事・水漏れ・騒音・孤独死などは、ヘルパー制度 きんきゅうか ちいきせいかつしえんじぎょう ひっすじぎょう おばな こべつたいおう や、緊急駆けつけサービスを地域生活支援事業の必須事業で行うなどで個別対応する。 りゅう

〇理由

もんだいか しょうがいしゃむ くに ちょくせつじっし かた しょうがいしゃ ちいきいこう などが問題化している。障害者向けは、国が直接実施する方がよい。障害者の地域移行 ちんたい かしゃ かんだい たいか やちん ふばら しんぱい には賃貸アパート・貸家などを借りにくい問題(大家さんは家賃の不払いを心配)をぜんこく いっき かいけつ ひつよう 全国で一気にすべて解決する必要がある。

ぜんこく いえ か しょうがいしゃ いま つか い み げんじょう せいど 全国で家を借りる障害者が今すぐ使えないと意味がないので、現状の制度ではだめ おおや しょうがいしゃ きょひ じょうけんづ はいしで、大家への「障害者・高齢者を拒否しない」などの条件付けを廃止すること。

おだじまいいん 【**小田島委員**】

けつろん **〇結論**

しゃくしょ ほしょうにん 市役所が保証人になる。

りゅう **〇**理由

ふどうさんや しゃくしょ いちばんしんよう たかい 不動産屋さんなどには、市役所が一番信用が高いから。

かどやいいん 【門屋委員】

けつろん **〇結論**

> _{ぎょうせい あら ほしょう しすてむ つく} 行 政 ないし新たに保 証 するシステムを作 るべきです。

りゅう 〇理由

なに ほしょう しすてむ ちが 何を保証するかによってシステムは違ってくると思います。家賃の滞納、問題はっせいじ れんらくさき たいしょ おも かんが じぎょうしょほうじん ほしょうにん 発生時の連絡先と対処などが主かと考えられますが、事業所法人が保証人となる事業体を指定する方法などが考えられます。精神保健福祉法の保護者制度はいしを廃止するのであれば、障害者権利擁護機関としても役立つ公的保証人制度をそうせつ 創設するのはいかがでしょうか。

かわさき たつ いいん 【河崎(建)委員】

けつろん **〇結論**

たと しせつにゅうしょ あぱーと ちんしゃく ほしょうにん い ばあい こうてきほしょう べつ 例えば施設入 所やアパートの賃 借などで保証人が要る場合の公的保証を別そうせつ しっかいか こうてき きかん ほしょう ぎむ に創設することは必要。できれば公的機関による保証を義務づけるべき。しょうがいしゃしえん しゃかいか てんけい 「障害者支援の社会化」の典型。

りゆう

ほしょうにん かくほ かた なに ちょうきにゅういんしゃ かぎ おやこきょうだい な保証人が確保できない方は何も長期入院者に限らない。親子兄弟を亡くしこうれいしゃ てんけい ちいきいこう ほしょうにん た高齢者などがその典型。地域移行ができないのは保証人がいないからではなく

_{せんたく はば} 選 択の幅がないから。

こんどういいん 【近藤委員】

けつろん **〇結論**

しちょうそんちょう こうてきほしょうせいど そうせつ しゃかいふくしほうじん ほうじんほしょう 市町村長による公的保証制度の創設や、社会福祉法人による法人保証せいど そうせつとう かんが 制度の創設等が考えられる。

さいとういいん 【齋 藤 委員】

けつろん **〇結論**

みんかんじゅうたく か さい ひと たもっしょうにん ようい むずか 民間住宅を借りる際に、こうした人が保証人を用意するのが難しいのはとうぜん き げんざいいちぶ じちたい と く こうてきほしょうにんせいど くに当然であり、既に現在一部の自治体で取り組まれている公的保証人制度を国のせいど ぜんこく じちたい こうてきほしょう でき 制度とし、全国どの自治体でも公的保障が出来るようにすべきである。

たけばたいいん 【**竹 端 委員**】

けつろん **〇結論**

まずは保しょうにん まず こう じゅう かず まずは保しょう人がいなくても住める公えい 住 たくの数をふやすことがたいせつ。 $^{5,\bar{2}}$ その上で、足りないばあい、何らかの公てきな保しょうのしくみを 考 えるべき。 $^{90,\bar{5}}$ りゅう

〇理由

 5hcth 論点 D-5-2)でも述べたが、まずは今まで入しょ施せつや精しんか病いんに使ったきたお金を、障がい者の地いきでの暮らしに使うため、公えい住たくの増かが求められる。公てき保しょうにかが必ような人は、その住たくにまっさきに入れるようにすべきだ。それでも入れない人のためには、論点 D-5-3)で述べたようなしくみがひつようだ。そのなかで、おおやさんも安しんして貸しだせるしくみにしたらよい。

たなか まさ いいん 【田中 (正)委員】

けつろん **〇結論**

じゅうたく か さい ほしょうにん しゅうしょく さい ほしょうにん 住 宅 を借りる際の保証 人。 就 職 に際しての保証人。

なかにしいいん 【中 西委員】

けつろん **〇結論**

こうてきじゅうたくせいさく じゅうじつ ほしょうにんもんだい かいけっ 公的住宅政策を充実させることによって保証人問題は解決する。

りゆう 〇理由

こうてきほしょうにん ひつよう りゅう じゅうたく ちんたい 公的保証人を必要とする理由は住宅を賃貸するためである。また年金のぞうがく ベーしっくいんかむ しょとくほしょう ちょうきにゅういんちょうき 増額とベーシックインカムによって所得保障をしなければ、長期入院長期 入所は防げない。

なかはらいいん

けつろん **〇結論**

のはらいいん【野原委員】

けつろん **〇結論**

しんぞくかん こうけんにん き ばあい 本人が正 常な判断ができなくなり、親族間で後見人が決まらない場合などは、こうてき せいじんこうけんにんせいど ゆうよう公的な成人後見人制度は有用。

_{はしもといいん} 【橋 本委員】

けつろん **〇結論**

けんりょうごじぎょう なか こうてきほしょうにんせいど く い 権利擁護事業の中に公的保証人制度を組み入れる。

りゆう

せいど じょせいきん じっし 制度や助成金で実施できるようにすべきであるから。

ひがしがわいいん 【東川委員】

けつろん **〇結論**

しゃかいふくしきょうぎかい ぎょうせい れんけい こうてきほしょうにんせいど せっち ご 社会福祉協議会が行政と連携して公的保証人制度などを設置し、その後のせいかっしえん ふく たいおう じちたい せいか あ 生活支援なども含めて対応している自治体では成果を上げている。やはり、こうしたせんしんじれい さんこう じゅうみん きょうりょく え ちいき こうちく もと先進事例を参考に、住民の協力も得て、地域ごとのシステムの構築が求められる。

げんこう きょじゅう しえんじぎょう こくどこうつうしょう ちんたいしえんじぎょう 現行の居住サポート支援事業と国土交通省のあんしん賃貸支援事業のれんけいいがい きそじちたい こうてき たもつしょうにんせいど しく けんとう 連携以外にも、基礎自治体による公的な保証人制度の仕組みを検討できないか。 さいけい (再掲)

りゆう

ちいき ささ あ かんが もっと みぢか しえん ひつよう 地域の支え合いの 考 えは 最 も身近な支援として必 要である

ふくいいいん 【福井委員】

けつろん **〇結論**

せいねんこうけんせいど りょう ふく じちたい せきにん ほしょうにん かくほ 成 年 後 見制度の利用なども含めて、自治体の責 任で保 証 人 を確保すること。

りゆう 〇理由

こべつじじょう じゅうぶん き うえ ぎょうせい はんだん たいしょ て 個別事情を充分に聞いた上で、行政としての判断と対処に手をつくすことが ひつよう 必要。

ふじいいいん 【藤井委員】

けつろん **〇結論**

ちんたい か ばあい ほしょう そしき ひつよう ちいき しゃかいふくしきょうぎかい なか 賃 貸 で借りる場合の保 証 できる組織は必 要 で、地域の社 会 福 祉 協議会の中にそ きのう にな せいど いち ばあいこくどこうつうしょう ちんたい の機能を担う制度の位置づけをすべきである。この場合国土 交 通 省 の「あんしん賃 貸しえんせいど かつよう こうりょ 支援制度」の活 用も考 慮 すべきである。

りゆう

ひんこん とうじゅうたく たもつしょうにん めぐ 貧困 ビジネス等 住 宅の保 証 人を巡るトラブルはすでに散見されており、こうてき かしぬし しんらい え とく きゅうむ かだい公的に貸主に信頼が得られる取り組みは急務の課題である。

ふじおかいいん 【藤 岡委員】

けつろん **〇結論**

じちたい こうてき きかんじしん ほしょうにん ぎょうせい ほけんがいしゃなど 自治体など 公的機関自身が保証人になる、あるいは行政が保険会社等ときょうてい ていけつ かいしゃ じょせい じっし ほしょうにん協定を締結して会社への助成も実施しながら保証人になってもらう。

りゅう

げんじょう いちぶじつげん さら せいど かくりつ はか 現 状でも一部実現しているレベルのことであり、更に制度的な確立を図る。

ますだいいん【増田委員】

〇結論

じちたい ちょう ほしょうにん せいど ひつよう 自治体の 長 が保証人となる制度が必要.

みうらいいん 【三浦委員】

けつろん **〇結論**

きょじゅうさ ぽーと せいどか きそんせいど かつよう かいぜん D-5における 居 住 サポートとあわせて制度化や、既存制度の活 用・ 改 善につい けんとう て 検 討 されるべきである。

みんかんちんたいじゅうたく ほしょうにん ひつよう ちんたいけいたい みなお、民間賃貸住宅等においても保証人を必要しない賃貸形態も見られるいっそう そくしん はか じゅうたくしさくめん たいおうようになってきており、これらの一層の促進を図るような住宅施策面での対応ひつようも必要である。

りゆう **〇**理由

じゅうたくかくほ しょうへき じょきょ そうごうふくしほう はんちゅう 住 宅 確保における 障 壁 は除 去されるべきであり、総 合 福祉法の 範 疇 のみなみんかん ふどうさんぎょうかいとう はたら ふくめはばひろ しゃ けんとうらず、民間の不動産業界等への働きかけを含め幅広い視野で検討されるひつよう かんがえる 必要があると考えるため。

^{みつますいいん} 【光 増委員】

けつろん **〇結論**

ほしょうにん かくほ ちいきせいかついこう でき ばあい すく よそう 保 証 人が確保できず地域 生 活移行が出来ない場合は少ないと予想されるが、かんけいしゃ しえん ほしょうにん ちいきせいかついこう でき 関係者が支援すれば保 証 人がいなくとも地域 生活移行は出来るはずである。りゅう

〇理由

けいやくうえひつよう ばあい せいねんこうけんせいど かつよう しゃ い しちょうそん 契約上必要な場合は、成年後見制度の活用も視野に入れ、また市町村にもきょうりょく 協力してもらってはどうか

もりいいん 【森委員】

〇結論

みんかん ちんたいじゅうたく か ばあい こうてきほしょうにんせいど ひつよう こうてききかん 民間の賃貸住宅を借りる場合、公的保証人制度が必要であり、公的機関やしゃかいふくしきょうぎかい なか きのう にな せいど いち けんとう社会福祉協議会の中に、その機能を担う制度を位置づけるなど検討すべきである。

〇理由

こうてき ほしょうにんせいど かいはつ きゅうむ 公 的な保証人制度を開発することは急務である。

ゃまもといいん 【山 本委員】

けつろん **〇結論**

こうてきほしょうにん こうてき b ぱーと b か b ひ の 保証 人というより、あくまで公的にアパートを借り上げ、そこに障害者 ないきいこう ひと にゅうきょ たいせい ひつよう 地域移行をする人を入居させる体制が必要

りゆう

かくりしゅうよう くに せいさく しっぱい 隔離 収 容には国の政策による失敗であるから

^{5んてんいー} ちいきいこう ひと ひっょう ざいげん きゅうふ しく ひっょう 論 点 E -1-5) 地域移行をする 人 に 必 要 な 財 源 が 給 付 されるような仕組みは 必 要 か?また、どのようなものであるべきか?

あらいいいん 【荒井委員】

けつろん **〇結論**

ちいきいこうしたくけいひしえんじぎょう じりつしえんたいさくりんじとくれいききん こうか けんしょう 地域移行支度経費支援事業 (自立支援対策臨時特例基金)の効果を検証のうえ、しょとくほしょう あ ひつよう せいど けんとう 所得保障と合わせて必要な制度を検討すべきである。

りゆう

げんざい ききんじぎょう ちいきいこう 現在、基金事業で、地域移行するにあたり新たに必要となる物品を購入するたびよう じょせい おこな ほんじぎょう こうか けんしょう けんとう めの費用の助成を行っており、本事業の効果を検証したうえで検討すべきと考える。

いざわいいん 【伊澤委員】

〇結論

たいいん しんせいかつじゅんび とくべつえんじょしきん そうせつ たいいんさきしちょうそん 退院、新生活準備のための特別援助資金の創設。また退院先市町村のざいせいふたん けいげんさく こうあん ょち 財政負担の軽減策も考案の余地あり。

〇理由

にゅういん にゅうしょ ほう けいひ かからない おもいこみ ちいきいこう 入院 や入所 している方が経費が掛からないという思い込みもあり、地域移行が すすまないむじゅん ある げんこうききんじぎょう しえんめ にゅーか しっこう かんがえられる 進まない矛盾も有る。現行基金事業の支援メニュー化や執行なども考えられるのではないか。

いしばしいいん【石橋委員】

けつろん **〇 結 論**

こべつしえんけいかく かくじつ じっし たいせい ととの きほんてき ひつよう かんが 個別支援計 画が確実に実施できる体制が整えば、基本的に必要ないと考える。 しせつ だいりじゅよう ょ てだ しかし、施設への代理受容も良い手立てであるが、セルフマネージメントする場合もあきゅうふ あ かた けんとう ようるので、給付の在り方の検討を要する。

りゅう **〇**理由

ちいきいこう ひつよう ひと しょうがいしゃ 地域移行を必要とする人は障害者だけではない。

うじた いいん 【氏田委員】

けつろん **〇結論**

ひつよう こ ききん がた ちいきいこうききん そうせつ 必要である。子どもあんしん基金のような形で「地域移行基金」を創設するのはど ひつよう

「あればありがたい」と 思われる 給 付 は 種 々 あるが、それらを 給 付 する論理的 だとうせい じゅうぶん けんとう ひつよう けっかてき ぎゃくさべつ しょうがいしゃゆうぐう 妥当性を十分に検討する必要がある。結果的な「逆差別」(障害者優遇)は、 けっかてき しょうがい も ひと しゃかい い はば せば しんちょう けんとう 結果的に、障害を持つ人が社会で生きていく幅を狭めてしまうので、慎重な検討 ひつよう おお ひと み だとう おも ろんりた きゅうふじょうけん きゅうふていどが必要。多くの人が見ても妥当と思われるような論理立てと給付条件・給付程度が ^{もと} **求められる**。

りゅう **〇**理由

ゃちんほじょ おお ぽぃんと ふ げんざい にほん 「家賃補助」は大きなポイントとなるが、D-5-1) などで触れたとおり、現在の日本に は、障がいのある人以外にも「住まいがなく、地域で暮らすことのできない」人がおり、 じょうきょうか しょう ひと とくべつ やちんほじょ そうした状況下であっても 障 がいのある人へ特別に家賃補助するのであれば、 そうおう ろんりてきだとうせい もと にほん じゅうたくしさく なか かんが 相 応 の論 理 的 妥 当 性 が 求 められるであろう。日本の 住 宅 施策の 中 で 考 えるべきこと ではないか。

おおくぼいいん 【大久保委員】

けつろん **〇結論**

ちいきせいかついこう さい せいかつ けいざいてき ほしょう しょとくほしょう か地域 生 活移行に際して、その生活を経済的に保障する所得保障は欠かせない。 げんざい しょうがいき そねんきんがく すいじゅん あ もっと のぞ こくみんぜんたい 現 在 の 障 害 基礎 年 金 額 の 水 準 を上げることが 最 も 望 ましいが、 国 民 全 体 の ねんきんせいどかいかく かんれん すみ たいおう こんなん おも 年 金 制度 改 革 との 関 連 もあり 速 やかな 対 応 は 困 難 と 思 われる。そこで、グループ とう やちんほじょ げんじつてき さっきゅう せいどか ひつようホーム等の家賃補助が現実的であり、早急に制度化する必要がある。

おおはまいいん 【大濱委員】

けつろん **〇結論**

そうだんしえんじぎょうしょとう ちいきいこうしえん おこな しょうがいしゃだんたいとう そうだん 相談支援事業所等や地域移行支援を 行っている障害者団体等に相談やピアカウ しゃかいせいかつりょく たか しえん じりつせいかつ う い ンセリング、社会性活力を高めるための支援(自立生活プログラム)などを受けに行 ばあい ほんにん こうきょうこうつうりょうこうつうひ じょせい く場合の、リフトタクシーやガイドヘルパーと本人の公共交通利用交通費などを助成 _{ひつよう} することが必要。

ちいきいこう げつまえ さが さまざま てつづ じりつたいけんしつ つかまた、地域移行3か月前からはアパート探しや様々な手続きや自立体験室などを使

じりつせいかつ れんしゅう しゅくはくたいけん じゅうどほうもんかいご きょたくかいご った自立生活の練習のための宿泊体験などに、重度訪問介護・居宅介護やガイドへ ルパーを使えるようにすべき。

りゆう 〇理由

か そ ち けん けんちょうしょざいち しょうがいしゃだんたい かたみち じかん そうだん き 過疎地の 県 では 県 庁 所在地の 障 害 者 団 体 が 片 道 3 ~ 4 時間もかけて 相談を聞き い ほんにん ふたん だんたい で ひょうふたん もんだい に行くか、本人の負担で団体まで出てきてもらっているが、費用負担が問題。

じりつまえ げつ ざいたくかいごせいどりょう じちたい ねんど ぜんしんせい 自立前の3カ月の在宅介護制度利用は、ある自治体で2002年度までは全身性 しょうがいしゃかいごじんはけんじぎょう おこな しょうがい おも おお かいごじかん ひつよう 障害者介護人派遣事業で行われていたが、障害が重いほど、多くの介護時間が必要 ひょうふたん こんなん どうよう しく ひつよう で、費用負担が困難になるので、同様の仕組みが必要。

_{おかべいいん} 【岡部委員】

けつろん **〇結論**

くに じちたい ざいせいじょうきょう かか ちいきじりつせいかつ ひつよう きゅうふ 国 や自治体の財 政 状 況 に関わらず地域自立生活のために必要な給付をエン ょさん すいじゅん あ ふくしけいかく せいど まることで予算の 水 準 が上がり、福祉計 画 やフォーキャストの精度が増し、ケースワー りきりょう やしな カーの カ 量 も 養 われることも忘れてはならない。

_{おざわいいん} 【小澤委員】

けつろん **〇結論**

ちいきいこう せいか しせつ いりょうきかん みあ ほじょ ちいきいこうしゃ・地域移行に成果のあった、施設、医療機関には、それに見合った補助を、地域移行者 ちいきいこう ^{かずおお}うい じちたい みあ ほじょ ひつよう を数 多く受け入れた自治体にも、それに見合った補助が必要。

りゆう 〇理由

じゅうらい ちいきいこうじっせん しせつ いりょうきかん かんけいじちたい ふたん・ 従来、地域移行実践は、やればやるほど、施設、医療機関、関係自治体の負担に じっせん せっきょくてき にな て かだいなるため、実践の積極的な担い手がいないことが課題。

かどやいいん 【門屋委員】

けつろん **〇結論**

しょとくほしょう かんが **所 得 保 障 だと 考 えます**。

りゆう 〇理由

ねんきんせいど _{ねんきんせいど なか けんとう} 年 金 制度の中で 検 討 すべきです。

かわさき たつ いいん 【河崎(建)委員】

けつろん **〇結論**

いっぱんかいけい しゃかいほしょうひ あ いりょうひ く か 一般会計による社会保障費を充てるべき、医療費からの組み替えなどあってはならない。

りゆう **〇**理由

しょうがいしゃ けいざいてきふりえき ちいきいこう こんなん とうぜんこうひ 障害者の経済的不利益により地域移行が困難であるなら、当然公費でみるべきである。

かわさき よう いいん 【川崎(洋)委員】

〇結論

ざいげんきゅうふ ひつよう じゅうたくほしょう ちいきせいかつほしょうひ財源給付は必要。住宅保障、地域生活補償費。

〇理由

ねんきん じりつ せいかつ とく せいしんしょうがいしゃ むねんきん ひと 年金だけでは、自立した生活はできない。特に精神障害者には無年金の人がおおく ねんきんいがい せいかつ ほしょう しくみ ひつよう 多く、年金以外の生活を保障する仕組みが必要。

^{きたうらいいん} 【北浦委員】

〇結論

ちいきいこう じゅうどじゅうしょう ひと 地域移行をする 重 度 重 症 の人には、それぞれに相応しい生 活場所と 24 時間の $\frac{1}{2}$ 大 $\frac{1}{2}$

〇理由

がいきいこう いこうさき かくほ もんだい うけざら 地域移行には、移行先をどのように確保するかに 問題がある。そのための受け皿とも すま ばしょ ようい ひつよう いうべき 住いの場所が用意される必要があるとともに、サービス給付財源の大幅なかくじゅう はか 拡充を図らなければならい。

きみづかいいん 【君 塚委員】

けつろん **〇結論**

しょうに せんもんす たっふ いくせい じんざいはけん やくわり きょてんしせつ も 小児では専門スタッフの育成と人材派遣の役割を、拠点施設に持たせるためのざいげん ひつよう 財源が必要。

 v_{0} ながっとう たいおう すたっふ がっこう はいち ざいげん ひつよう また必要な対応ができるスタッフを学校に配置する財源も必要。

りゅう 〇理由

> ^{かてい がっこう かんきょうちょうせい じゅうよう にちじょう おこな ふ 家庭や学 校の 環 境 調 整 が 重 要 であり、日 常 で 行 えることを増やしていく ^{じゅうよう} ことが 重 要 になるため。}

こんどういいん 【近藤委員】

けつろん **〇結論**

ちいき く しょとくほしょう ふかけつ 地域で暮らすためには所得保障が不可欠である。

さいとういいん 【齋 藤 委員】

けつろん **〇結論**

なかにしいいん 【中 西委員】

けつろん **〇結論**

しせつにゅうきょ ねん うば じんけん ほしょう むざい 施設 入 居 1 年 ごとにつき 奪 われてきた 人 権 を 保 障 するため、無罪のものがけいむしょ い どうとう こっかばいしょう 刑務所に入れられていたのと 同 等の国家 賠 償 をすべきである。りゅう

〇理由

しせつにゅうきょ しゃかいてきにゅういん ひと しゃかいてきけいけん うば ちいき せいかつのうりょく 施設 入 居、社会的入 院は人から社会的経験を奪い、地域での生活能力 うば こっかいてき はんざいこうい いを奪ってきたことから、国会的な犯罪行為と言える。

なかはらいいん

けつろん **〇結論**

ぐるーぷほーむ けあほーむ やちんほじょとう きゅうふ ひつよう グループホーム・ケアホームの家賃補助等の給付が必要である。

こうせいろうどうしょう かんけいしょうちょう そうごりかい ざいげんかくほ ひつよう 厚生労働省のみならず関係省庁との相互理解による財源確保が必要と hんh 考える。

りゆう

もっと ひつよう しょとくほしょう ねんきん ぞうがく しゃかいほしょう 最も必要となるのは所得保障である。しかし、年金の増額には社会保障 ぜんたい ぎろん ひつよう じかん さっきゅう ぐるーぷほーむ 全体での議論が必要となり時間もかかることから、早急にグループホーム・けぁほーむ やちんほじょとう きゅうふ ひつよう ケアホームの家賃補助等の給付が必要である。

にしたきいいん 【西滝委員】

けつろん **〇結論**

じゅうたく やちんほじょせいど そうせつ かざいとう こうにゅうひ じょせいせいど もう 住 宅の家賃補助制度の創設、家財等の購入費の助成制度を設ける

_{はしもといいん} 【橋 本委員】

けつろん **〇結論**

^{ひつよう} 必要である。

ひがしがわいいん 【東川委員】

けつろん **〇結論**

^{ひつよう} 必 要 である

ねんど そうせつ ちいきいこうしたくけいひしえんじぎょう ゆうきげんよさんじぎょう つか かって 2009年度に創設された地域移行支度経費支援事業 (有期限予算事業)は、使い勝手 かる いけん きゅうふ しく ひつよう かんが 悪いとの意見もあるが、このような給付の仕組みは必要と考える。また居住かくほ やちんほじょ けんとう 確保のための家賃補助なども検討すべき。

りゆう

ちいき じゅうきょ かくほ 地域に住居を確保することも含め、財源を給付できるシステムがあることが、 ちいきいこう すす じちたい おお しく ちいきいこう 地域移行を進めている自治体も多い。こうした仕組みがあることが、地域移行のすいしんりょく あき せんしんじれい まな かんが 推進力になることは明らかであり、やはり先進事例から学ぶべきと考える。

ふくいいいん 【福井委員】

けつろん **〇結論**

とうぜん くに じちたい こうてきせきにん せいどか はか 当然、国や自治体の公的責任で、制度化を図るべきである。

りゆう

しんせいど こんきょほう けんぽう 新制度の根拠法は、「憲法」である。

ふじおかいいん 【藤 岡委員】

けつろん **〇結論**

れいきん しききん ひっこしだい とうめん せいかつひ えんじょとう 礼金・敷金・引越し代・当面の生活費の援助等。

りゆう 〇理由

せいかつほごほう さんこう うわまわ しえん のぞ生活 保護法が参考になるが、それを上回る支援が望ましい。

ますだいいん 【増田委員】

〇結論

せいしんしょうがい ひと ばあい むねんきん ひと おおく せいかつほご じゅきゅう ばあい 精神障害のある人の場合、無年金の人が多く、生活保護が受給できない場合 かぞく けいざいてき ふたん おおきい ねんきんせいど ふび ほかん しょとくほしょう には家族に経済的な負担が大きい. 年金制度の不備を補完するような所得保障のしくみ ひつよう 仕組みが必要.

みうらいいん 【三浦委員】

けつろん **〇結論**

ちいきせいかつ かいし けいぞく かのう しょとくほしょう かくりつ ひつよう ちいきいこう 地域 生 活 の開始と 継 続 を可能とする 所 得 保 障 の 確 立 が 必 要 である。地域移行しえん かか ざいげん かくじゅう どあ 支援に係る 財 源 については、障 害 者 施策全 体に係る 財 源の 拡 充 の度合いと ぎろん まうこう ざいげん かくほ ひつよう あわせて議論されるべきであるが、促進する方向で財源を確保する必要がある。 りゅう

〇理由

ちいきいこう しょうへき ちいき す さーびす きばんせいび しょとくほしょう ふじゅうぶん 地域移行の 障 壁 は、地域の住まいやサービスの基盤整備、所 得 保 障 が 不 十 分 でしょとくほしょう かくりつ ざいげんかくほ ひつよう ある 現 状 にある。そのため、所 得 保 障 の 確 立 のための 財 源 確保が必要であるため、

みつますいいん 【光 増委員】

けつろん **〇結論**

ちいきせいかついこう めざ ひと しょうがいき そねんきん しゆうにゆう きび ちいきせい 地域生活移行を目指す人が障害基礎年金だけの収入では、厳しい地域生かつ たん にゆうしょしせつ せいしんかびょういん ざいたく ちいきせいかつ活になる。ただ単に入所施設だけでなく、精神科病院、また在宅から地域生活めず ばあい にゆうきょじしえん を目指す場合の入居時支援で

りゅう 〇理 由

ま金事 業 で 入 所施設に3年以上 入 所していた人が地域生活に移行する はあい えん じょせい きげん てつぱい ざいたくしゃ ちいきせいかついこう 場合の3万円の助成があるが、この期限の撤廃と在宅者が地域生活移行をする じ ばあい じょせいたいしょう いちじてき しききん れいきん たい ほじょ 時の場合も助成対象とする必要がある。一時的な敷金・礼金に対する補助も ねん いこう けいぞく こと ひつよう 24年4月以降も継続する事が必要。

^{もりいいん} 【森委員】

〇結論

すがくほいりょうてきさーびすかくほしゃかいさんかしゅうろうとくのよう住まいの確保、医療的サービスの確保、社会参加や就労への取り組み費用などふくないきいこう ひと たいするけいざいてききゅうふ ひつよう ちいきいこう ひつようを含め、地域移行をする人に対する経済的給付は必要である。地域移行に必要なしゃかいしげん せいび かん とくてい しょうがいしゃ たいするひょうたいこうか ひょうか社会資源を整備することに関して、特定の障害者に対する費用対効果で評価すしゃかいしげん せいび かつようたいせい ちいきしゃかい く かんきょうせいびるのではなく、社会資源の整備と活用体制を、地域社会の暮らしやすさ・環境整備と位置づける考え方を促進すべきである。

〇理由

ちいきいこう そくしん ひっすじょうけん かんが 地域移行を促進するための必須条件と考える。

ゃまもといいん 【山 本委員】

けつろん **〇結論**

> ^{ひつよう} 必要である

りゆう

ちいきいこうほう かしょう ほうりつ ざいげんかくほ 地域移行法 (仮称)のような法律により財源確保すべきであり、あくまで隔離しゅうよう くに せきにん 収容は国の責任だから

じっさい じりつせいかつたいけん がいはく こうつうひぁ ぱー とさが こうつうひ また 実 際 に自立生 活 体 験 のための外 泊 や交通費アパート 探 しのための交通費な たいいん む かつどう こんなん どがどこからも本 人に出ないため退 院に向けた活動が困難となっている

るんてんいー ちいきいこう にゅうしょしせつ びょういん やくわり きのう かんが 論 点 E -1-6)地域移行における、入 所 施設や 病 院 の役 割、機能をどう 考 えるか?

あさひないいん 【朝比奈委員】

〇結論

一定期間、場所の枠組み、時間的な枠組みを提供し、生活リズムを整えたり、落ち着い た状況のなかで休息をとるような機能が必要。

あらいいいん 【荒井委員】

けつろん **〇結論**

にゅうしょ にゅういんちゅう しょうがいしゃほんにん かぞく きぼうかくにん ちいきせいかつしゃ 入 所・入 院 中においては、障 害 者 本 人 や家族の希望 確 認 (地域 生 活 者 との こうりゅうとう いしきけいはつふく いこうご せいかつ む くんれん ちいきせいかつ たいけんとう こべつ 交 流 等、意識 啓 発 含 む。)、移行後の 生 活 に向けた 訓 練 や地域 生 活 の 体 験 等、個別しえんけいかく さくせい じっし 支援計 画 を作成 し実施する。

ちいきいこうご みまも きんきゅうじ たいおう しょーととう とう ちいき さまざま しえんきかん 地域移行後は、見守り・緊 急時の対 応(ショート等)等、地域の様 々な支援機関ととも ちいきせいかつていちゃくしえん いちぶ にな 共に地域生活定着支援の一部を担う。

しせつ v_{k} ういん せっきょくてき と く うなが しくみ ひつようなお、施設や病院の積極的な取り組みを促す仕組が必要である。

りゆう

ちいきいこうまえ みぢか しぇんきかん いこうご しょうがいしゃ かか ちいき さまざま きかん 地域移行前は身近な支援機関として、移行後は障害者に関わる地域の様々な機関 ひと こうかてき しぇん おこな かんが の一つとして、効果的な支援を行うべきと考える。

いざわいいん【伊澤委員】

〇結論

びょういん あんてい がいらい ちりょう ひつようじ にゅういんちりょう はやく 病 院 には安定した外来の治療と、必要時の入院治療とできるだけ早くたいいん ちいきせいかつ いりょうぎじゅつ いし ひつよう いりょう ふくし 退院させ地域生活にもどれる医療技術や意思が必要である。また医療と福祉のれんけい ありかた めいかく ひつよう ある ふだん しんりょうじょなど いりょう ちゅうしん 連携の有り方が明確になる必要が有る。普段は、診療所等での医療を中心に、にゅういんちりょう ひつよう とき びょういん かかわる にゅういん ひつよう とき びょういん かかわる また、入院までは行かなくても、入院治療が必要な時には病院が関わる。また、入院までは行かなくても、きゅうそく ふくめて しょーとすてい りょう できるしせつなど そんざい 休息を含めてのショートステイの利用が出来る施設等の存在も大きい。

〇理由

せいしんいりょう つき たいいん かがく がくもんりょういき 精神 医療は突きつめれば「退院を科学する学問領域」である。また、地域におれんけい めいかく ため こべつ たいおう きた いま ふくし ながれける 連携が明確にならない 為に、個別に対応して来たのが、今までの福祉の流れでそうだんしえんたいせい かくりつ ちーむ ちいき しえん しくみ めいかく ある。相談支援体制の確立とチーム(地域)で支援していく仕組みが明確になって

やくわり きのう めいかく いく おもう いければ、それぞれの役割、機能が明確になって行くと思う。

いしばしいいん 【石橋委員】

けつろん **〇結論**

やくわり ちいきせいかつ ささ きのう にゅうしょしせつ びょういん も 役割は、地域生活を支えるバックアップとしての機能を入所施設や病院に持たせ すさ ひと ようせい も る。それを支えるのは、人でその養成をあわせ持つ。

りゆう

ちいき きそん しせつ びょういん やくわり にな 地域の既存の施設、病院では役割を担えない。

うじたいいん 【氏田委員】

けつろん **〇結論**

入所施設や病院は地域移行のために存在しているのではなく、地域で暮らす障害のある人たちが何らかの理由で地域生活に耐えられない状況に陥った時に一時的りょうしゃかいしばん、専門的知識と技術をもった支援(病院の場合は必要なちりょうかんきょうでいきょうしゃかいしばんが、専門的知識と技術をもった支援(病院の場合は必要なちりょうかんきょうでいきょうしゃかいしばんが、する社会資源であると考える。例えば、強度の行動障害をおっている知的発達障害の人が、今後の安心、安定した地域での生活の継続をせんていせんもんてきしまうがいるとなった。かんきょうでの生活の継続をがんている知的発達障害の人が、今後の安心、安定した地域での生活の継続をがんていた。サルトもんてきしたが、今後の安心、安定した地域での生活の継続をがんていた。サルトもんてきしたが、今後の安心、安定した地域での生活の継続をがんきょうせいが、大きであると考える。前提に専門的な支援を受ける場合もあれば、環境整備のために一時避難場所的にかっようがいた。

の ろんてん かさ D-1-1、D-1-4 で述べた 論 点と重なる。

りゆう **〇**理由

にじしょうがい せいしんか にゅういん ていどかんかい じょうきょう ちいきせいかつ 二次障害から精神科に入院してある程度寛解した状況であっても、地域生活にとお ひと じたく しえん なんど たか びょういん は遠い人たちがいる。この人たちは自宅で支援するには難度が高すぎ、さりとて病院はいるに終続入院することにはならないので、様々な選択肢が用意される必要がある。

_{おおくぼいいん} 【大久保委員】

けつろん **〇結論**

げんこう にゅうしょしせつ ちいき きばん みせいび とく う い こんなん 現 行の入 所 施設は、地域においてサービス基盤が未整備で特に受け入れが困 難 な い ば ひと 人たちの住まいと活 動 の場として、また、行き場のない人 たちのセーフティーネット ゃくわり かんが きのうきょうか ひつよう かんが としての役割はあるものと考える。また、そのための機能強 化は必 要と考える。

^{おおはまいいん} 【大 濱委員】

けつろん **〇結論**

ちいきいこう ねな しょうがいしゃだんたい しせつ ほうもん はか にゅうしょしせつ 地域移行を行っている障害者団体が施設を訪問することを断る入所施設がいまだにおお きせい にゅうしょしせつ ちいき せいかつ せつめい しょうがいしゃ 多くある。このようなことは規制すべき。入所施設は、地域での生活を説明する障害者の訪問や入所者への説明会を積極的に誘致するなどを指定の条件とすべき。

にゅうしょしせつ こんごりょうしゃ おおはば ふ かいごほけん ほうもんかいごじぎょうしょ けいえいまた、入所施設は今後利用者が大幅に増える介護保険の訪問介護事業所などを経営 じんいん ざいたくぶもん じゅんじうつ にゅうしょしゃ へ けいかく たして人員を在宅部門に順次移して入所者も減らす計画を立てるべき。

_{おざわいいん} 【小澤委員】

けつろん **〇結論**

しせつない いんない と く ちいきしえんきかん そうだんしえんきかん あどぼかし しえんきかん 施設内、院内の取り組みから、地域支援機関(相談支援機関、アドボカシー支援機関 はしわた やく にな など)との橋渡し役を担う。

ぉ のいいん 【**小野委員**】

けつろん **〇結論**

たいきせいかつ いこうじゅんび とれーにんぐ しょーと 入所施設については、地域生活への移行準備のためのトレーニングや、ショート・ みどるすてい れすばいととう きのう じゅうてん せいしんかびょういん びょうしょうすう ミドルステイ、レスバイト等の機能を重点とし、精神科病院については病床数 へ がいらい ほうもんしんりょう じょうたいあっか さい たんきにゅういん きのう じゅうてんを減らし、外来・訪問診療、状態悪化の際の短期入院としての機能を重点とする。

0理由

ちょうき にゅうしょ にゅういんとう しゃかいてきにゅういん かいしょう 長期の入所・入院等による社会的入院を解消するために。

かどやいいん 【門屋委員】

けつろん **〇結論**

はんにん いこうかくにん きょうりょく ちいきいこう ちいきじぎょうたい 本人の意向確認に 協力をすること。地域移行について地域事業体とのきょうりょくれんけい はか 協力 連携を図ること。

りゆう

ぐたいてき いりょうきかん ふつう おこな ないよう おこな くたいてき 具体的には、医療機関がごく普通に 行う内容について 行っていただく。具体的たいいん かぞく せつめい かぞくしえん え はんたい かぞく ふくには、退院についての家族への説明、家族支援が得られなければ、反対する家族も含まれる。 はんじん けんり はん ちりょうじょうひつよう せつめいせきにん は ほんにん けんり み、入院は治療上必要のないことの説明責任を果たす。本人の権利としての

ちいきせいかつ せつめい 地域生活について説明することと、権利であるゆえに、地域での具体的生活について 前時 しぇん しぎょうたい ゆだ せつめい しぎょうたい いらい て地域の支援してくれる事業体に委ねることを説明すること。事業体に依頼すること。事業体は本人との信頼関係のもと、家族にも説明する義務を果たし、反対されても支援することを伝えて実行する。

きほんてき けいぞくてき ちりょう ひつよう がいらいかんじゃ たいおう ほうもん 基本的には継続的に治療が必要であれば、外来患者として対応する。訪問かんご いりょうしえん ひつよう ちいき じぎょうたい おお そうだんしえんじぎょう れんけい 看護など医療支援が必要であれば地域の事業体、多くは相談支援事業との連携きょうりょく こた 協力に応える。

かわさき たつ いいん 【河崎(建)委員】

けつろん **〇結論**

ちいきいこう いちほうこう かんが ちいきいこうご き きたいおう ゆうこう 地域移行を一方向のものと 考 えるのではなく、地域移行後の危機対応の有効な じょういんきのう い ち 手 段のひとつとして、病院機能を位置づけるべきである。

〇理由

ちいきせいかつ こんなん しょうがいしゃほんにん のぞ 地域生活が困難となり障害者本人が望めば、いつでも入院、入所可能で はしょう ひつよう ひつよう ひっとった だつしせつせいさく すいしん しょがいこく あることの保証が必要である。かつて「脱施設政策」を推進した諸外国において、 かいてんどあげんしょう もんだいし かんが かた 類回に入退院を繰り返すいわゆる「回転ドア現象」を問題視する考え方が おお びょうじょう さいねんとう たいしょ ゆうこう しゅだん びょういん 多かった。しかし病状の再燃等に対処する有効な手段として、病院のにゅういんきのう でいけあきのう ひょうか 入院機能やデイケア機能を評価すべきである。

かわさき よう いいん 【川崎(洋)委員】

〇結論

せいしんびょういん やくわり びょういんない おおしょくしゅち — む いりょうかんけいしゃ ふくし 精神病院の役割としては、病院内に多職種チーム(医療関係者、福祉かんけいしゃ ほんにん にーず そったちいきいこう かのう 関係者からなる)をつくり、本人のニーズに添った地域移行を可能にすることである。 びょういん あうとり — ち たいおう しょくいん ようせい いそぐ ちいきいこう 病院はアウトリーチに対応した職員の養成を急ぐべきであり、また地域移行にあ ちいき かんけいきかん れんけい ひつよう たっては地域の関係機関と連携をとることが必要である。

〇理由

びょういん きのう あうとりーちがた すすめるひつよう 病 院 の機能としてアウトリーチ型を進める必 要がある。

^{きたうらいいん} 【北浦委員】

〇結論

いってい りょういくこうか また ちりょうこうか しせつ びょういん ちいき いこう ひと 一定の療育効果、又は治療効果により、施設、病院から地域に移行できる人た しせつ びょういん ちいき じりっしえんきょうぎかいなど れんけい いこう ちについては、施設、病院は、地域の自立支援協議会等と連携して、移行における環境をアセスメントし、最良の移行プログラムを設定するとともに、施設等のきのう い ちいきいこうご じりっせいかつ れんけい ささ ひつょう 機能を生かし、地域移行後の自立生活を連携して支える必要がある。

にゅうしょしせつ びょういん にゅうしょ にゅういん ひつよう ひと 入 所 施設、病 院 は、入 所、入 院 を必 要としている人たちがあることを踏まきのう じゅうじつ やくわり は せんもんてきしゃかいしげん ちいき ていきょうえ、その機能を 充 実 し役 割を果たすとともに、専 門 的 社 会資源を地域に 提 供 す ひつようる必 要がある。

〇理由

いってい りょういくこうか また ちりょうこうか ちいきいこう かのう ひと 一定の療育効果、又は治療効果により、地域移行が可能な人たちについては、 はんにん さいりょう せいかつ しえん はかる しせつ せんもん本人にとって最良の生活が実現できるように支援を図るべきであり、施設の専門きのう いこうじおよびいこうあと しえんきのう ていきょう機能は、移行時及び移行後の支援機能として提供する。

_{きみづかいいん} 【君 塚委員】

けつろん **〇結論**

しょうに りょういき ちいきいこう しえん いりょう やくわり めいかく 小 児の 領 域 では、地域移行を支援するための 医 療 の 役 割 を 明 確 にしていく

〇理由

ちいき せいかつ ひつよう じき ひつよう ひんど くんれんちりょう きのう 地域で生活していても、必要な時期に必要な頻度の訓練治療ができる機能をしせつ じゅうじつ ひつよう ぐたいてき ぼしにゅういん たんきにゅういんしゅうちゅうくんれん 施設が充実 させる必要がある。具体的には母子入院、短期入院集中訓練のきのう ちいきいこう しえん じゅうよう やくわり は ちいきいこう しえん じゅうよう やくわり は ちいきいこう はたじるし もと機能が地域移行を支援する 重要な役割を果たすことになる。地域移行の旗印の下まんぜん ひんど すく つういんくんれん く かえ きのう こうじょう じき いっまんぜん ひんど すく つういんくんれん く かえ きのう こうじょう じき いっている例もみられる。

こんどういいん 【近藤委員】

けつろん **〇結論**

ちいきいこう む けいかくさくせい たいけんきのう ていきょう ちいきしげん かいはつ れんけいとう 地域移行に向けた計画作成や体験機能の提供、また、地域資源の開発、連携等 やくわり きたい ちいきいこうご きんきゅうひなんばしょ しょーとすていきのうの役割が期待される。また、地域移行後の緊急避難場所(ショートステイ機能)やりはびりとう せんもんきのう ていきょうしせつ ばっくあっぷしせつ きのう もとリハビリ等の専門機能の提供施設、バックアップ施設としても機能が求められる。 きのう い ざいせいしえん けんとう ひつようこうした機能を活かすための財政支援も検討される必要がある。

りゆう

とく いりょうしえん う しょーとすてい すく じったい 特に、医療支援を受けられるショートステイが少ない実態がある。

さいとういいん 【 齋 藤 委員】

-けつろん **〇結論**

にゅういん びょういん がわ ちいきいこう きょうりょくてき ちいきいこう すす 入 院 や 病 院 の側 が地域移行に 協 力 的 でなければ地域移行がうまく 進 まない ちいきいこう にな て しせつ びょういん いちづ やくわり ことはいうまでもない。地域移行の担い手として施設や 病 院 を位置付け、その役 割 をは ちいきいこうご てんかんけいかく ひつよう 果たしうるよな仕事 保 障 を 考 えるために、地域移行後の 転 換 計 画 も 必 要 である。

^{すえみついいん} 【末光委員】

けつろん **〇結論**

でいたく せいめい せいかつ ほしょう はっくあっぷたいせい たゆうしょ 在宅のの生命や生活を保障していくためにバックアップ体制としての入所 こんごいりょうかたにゅうしょしせつ びょういん そんざい ひつようふかけつ こんごいりょうかたにゅうしょしせつ 施設、病院の存在は必要不可欠である。そのためにも、今後医療型入所施設にたんきにゅうしょ たんき ちゅうき ちょうき ゆうきげんゆうもくてきにゅうしょ きげん く区 は、1)短期入所 2)短期、中期、長期 有期限有目的入所 3)期限を区切らない長期入所など、利用者のニーズに応じて選択される、選択支援型のしまてむ きのうせいび じゅうよう がっこう しょうてん ちいきせいかつ ふかけつシステムの機能整備が重要である。学校や商店が地域生活で不可欠であるように、きほんてき にゅうしょしせつ びょういん ちいきせいかつ ひと なきなんき たゅうしょしせつ びょういん ちいきせいかつ ひと ままんてき にゅうしょしせつ びょういん ちいきせいかつ ひと なっちん ちいきせいかつ たいきょく 人所施設や病院を地域生活と対極におくべきではない。

りゆう

たけばたいいん 【**竹 端 委員**】

けつろん **〇結論**

をほんてき し びょう しょく 基ほん的には、施せつや 病 いんの 職 いんもふくめて、ちいきに移る (地域移行す) べきである。ある一 定 の期かんがすぎたあとは、施設・びょういんは大 きくへらし、た はんていてき はっく あっぷ やく いがい いへん限てい的なうしろ支え (バックアップ) 役わり以外はなくすべきだ。

りゆう 〇理由

権利じょうやくでは、「〇〇 障 がいだから施せつ・ 病 いんでくらせない」ということは問だいであるとしている。ならば、どんなに重いしょうがいがあっても、ちいきでくらせる仕くみが必ようだ。また、施せつや 病 いんで 働 くしょくいんも、ちいきではたらくためのトレーニングをしたうえで、ちいきに移るべきだ。そのあたりは、入 所しせつをなくしたスウェーデン、精しん 病 いんをなくしたイタリアの例などをみならうべきだ。なお、そのさい、家ぞくのふたんやふあんをふやさないように、重 ど障がい者であっても、家ぞくをあてにしない支えん体せいを、作ることがぜったいに必要だ。

なかにしいいん 【中 西委員】

けつろん **〇結論**

さいしゅうてき ぜんぱい 最終的には全廃すべきである。

りゆう

ちいきせいかつ ちか せいしんしょうがいしゃ ちてきしょうがいしゃ いりょう ひつよう じゅうど 地域生活に近いところで精神障害者、知的障害者、医療が必要な重度の しょうがいしゃ く だいきぼにゅうしょしせつ だいきほにゅうしょしせつ で 書者が暮らせるようにすべきである。地域性をもたない大規模入所施設や びょういん ちいきいこう かねんけいかく なか はいし こせつしょくいん びょういん 病院は地域移行10カ年計画の中で廃止するべきで、施設職員や病院のしょくいん ちいき なか しょうがいしゃ せいかつしえん さいこよう ば ひら職員は地域の中での障害者の生活支援にあたるべきであって、再雇用の場は開かれている。

なかはらいいん

けつろん **〇結論**

にゅうしょしせつ せっきょくてき ぐるーぷほーむ けあほーむ にっちゅうかつどうさーびす 入 所 施設は 積 極 的 にグループホーム・ケアホームや 日 中 活 動 サービス を てんかい ちいきさーびす みっせつ れんけい はか ちいき きょてんてき やくわり 展 開 し、これら地域サービスと 密 接 な 連 携 を図りながら地域の 拠 点 的 な 役 割 を は ひつよう こんごこうどうしょうがいしゃ せいしんしょうがい しょくほうとう ひと果たしていく 必 要がある。また、今後 行 動 障 害 者、精 神 障 害 、 触 法 等の人

せっきょくてき う い かのう ぶってき じんてき じょうけんせいび ひつよう たちの 積 極 的な受け入れが可能となるような物 的、人 的は 条 件整備が必要とな る。

ちいき きばんせいび じゅうみん しょうがい ひと ちいきせいかつ りかいまた、地域の基盤整備とともに、住 民 の 障 害 のある 人 たちの地域 生 活 への理解を ^{そくしん} 促進していくことが重要となる。

にしたきいいん 【**西 滝 委員**】

けつろん **〇結論**

- じんかく そんげん と もど じりつ せいかつりょく えねるぎ やしな・人格と尊厳を取り戻し、自立にむけた生活力とエネルギーを養う。
- ちょうき にゅうしょしせつ にゅういんせいかつ うしな ちいきせいかつ い め じ・長期の入所施設や入院生活で失った地域生活のイメージづくりにむけて、 ひび がくしゅう しゅくはくたいけんとう 日々の 学 習 や 宿 泊 体 験 等をおこなう。
- あんてい ちいきせいかつ けいぞく びょうききまちゅう たいいんご けんこうかんり ふくくすり・安定した地域生活の継続のために、病気期間中や退院後の健康管理や服薬の ^{しどうとう} 指導等をおこなう。

のはらいいん 【野原委員】

けつろん **〇結論**

でいたくい せんもんい びょういん ほうもんかんご かいご 24時間キュア・ケアが可能な在宅医・専門医(病院)、訪問看護ステーション、介護 しせつ えぬ v_{-k-} れんけい しえん しく きのう ひつよう 施設、 N P O などが連携して支援できる仕組み、機能が必要。

いちどたいしょ たいいん したら、もうそこに戻ることが出来ないのではなく、また帰れると あんしんかん じゅうなんせい も いう安心感などの柔軟性を持たせてほしい。

りゅう **〇**理由

しょうがい も ひと しっぺい せいしんてきょわ も あ たいしょ たいしょ 障 害 を持つ人は,疾病と精神的弱さも持ち合わせているので、退所したらも

ひがしがわいいん 【東 川委員】

けつろん **〇結論**

ちいきいこう すす しせつ びょういん いちぶ おお もんだい **地域移行を進めている施設・病 院 がまだ一部でしかないことが 大きな 問 題 である**。 ぜんたい とく すいしん くに ぎょうせい は やくわり 全体として取り組みを推進するためには、国をはじめとして行政の果たす役割が たま しせつ びょういん こべつ じじょう はいりょ ぜんたい ちいき 大きい。それぞれの施設・病院の個別の事情を配慮しながらも、全体として地域 いこう なに もと しんけん けんとう **移行をめざすために何が求められるのかを真 剣に検 討すべきである**。

じどうぎゃくたいとう たいさく いくじしえん ちいき う しえんたいせい ととの かぎ 児童 虐 待 等への対 策、育児支援など地域で受けられる支援体制が整 わない限

にゅうしょしせつがんぼう へ おやな あともんだい ようごしゃな あと もんだい ささり、入 所 施設 願 望 は減らない。親亡き後 問 題 [擁護者亡き後の問題]を支えるちいきしげん せいび ひつよう 地域資源の整備が必要である。

ひろたいいん 【**広田委員**】

けつろん **〇結論**

じかんせいしんかあんしん りょう きゅうきゅう かくりつ 24時間精神科安心して利用できるソフト 救 急 の確立

りゆう

ほか びょうき おな きゅうきゅうしゃ だれ つか 他の病 気と同じように 救 急 車で、いつでも、どこでも、誰でも使えるため

ふくいいいん 【福井委員】

けつろん

〇結 論

いりょうてきける ひつよう じゅうどしょうがいしゃ ばあい とく にゅうしょしせつ びょういん 医療的ケアの必要な重度障害者の場合など、特に入所施設や病院などとれんけいか ほんにん かぞく そうだん ちいきいこうご せいかつかんきょう せいびの連携が欠かせない。本人、家族と相談をしながら、地域移行後の生活環境の整備、しえんたいせい ひっっ すたっふ いくせい ひつよう じょげん えんじょ は やくわり おお支援体制の引き継ぎ、スタッフの育成や必要な助言、援助など、果たす役割は大きい。

りゆう

ちいきいこうご たいせい にゅうしょしせつ びょういん えんじょ じょげん じつげん とき 地域移行後の体 制は、入 所 施設や 病 院 の援 助、助 言 なしには 実 現 しない。時 しょーとすてい りょう けいぞく たいせいつく には、ショートステイなどの利用で、継 続 した 体 制 作 りをしていくことも 必 要 である。

ふじおかいいん 【藤 岡委員】

けつろん **〇結論**

地域に出たら断絶 ということでなく、地域移行を推進するための資源の一つとして 地域での連携関係が重要。他方、この国の精神保健では医師と医療機関が上位 いりょう きゅう は して振る舞う面があるため、医療や投薬は地域の包括的支援のインフラの きょうちょう は ほんして協調 した機能を果たして欲しい。

りゆう

しせつ びょういん ちいき と こ ちいき かいほう たいき ささ 施設、病 院 も地域に溶け込み、地域に開 放 されていき、地域を支えるインフラとし じゅうよう やくわり は のぞ て 重 要な役割を果たすことが望まれる。

ますだいいん【増田委員】

〇結論

びょうじょう あっか さい たんきかん にゅういん きゅうよう きのう 病 状 が悪化した際には短期間の入院で休養できる機能をもつ.

_{みうらいいん} 【三浦委員】

けつろん **〇結論**

地域移行の可能性を高めることや地域移行を希望する人に対する適切なはたら、
ものう
ものう
たか
いっぽう
たか
ないませいかっ
こんなん
はあい
せーふ
て
いっと
と
そ
そ
と
と
活の継続のバックアップや地域生活が困難になった場合のセーフティネットとし
やくわり
きのう
こんご
まんぱわー
も
にゅうしょしせつ
たい
たか
ないき
たか
いっぽう
たか
いっぽう
たい
ないませいかっと
と
と
たか
こんなん
はあい
せーふ
て
いっと
と
と
たの
役割と機能も
重要である。今後、マンパワーを持つ入
所
施設においても、地域
せいかっしえんきのう
たい
ないき
ないき
こんご
まんぱわー
まんぱわー
も
にゅうしょしせつ
たい
たい
ないき
ないき
ないき
ないき
ないき
ないま
ないま

りゆう 〇理由

ないきいこう ないきせいかっ ないき そうごうてき しゃかいしげん ささ れんけい じつげん 地域移行や地域生活は、地域の総合的な社会資源の支え、連携によって実現されるものであり、個々の社会資源の役割の明確や機能強化、その上での適切なれんけい はか ひつよう おも なに より、様々な不安やニーズをも 連携が図られる必要があると思われるため。何より、様々な不安やニーズをもっ重い 障害のある人々に寄り添い、柔軟かつ多様な方法で支えることが しゅうよう かんが 重要であると考えるため。

^{みつますいいん} 【光 増委員】

けつろん **〇結論**

ちいきせいかついこうぜんご ちいきせいかつ かてい きんきゆうひなん せいかつかんきょう 地域 生 活移行 前後、および地域 生 活の過程で、緊 急 避難・生活 環 境 のリ さいへんせい いちじてき じかんしえんきのう ひっょう ばあい み セット (再編成)のために、一時的に24時間支援機能を必要とする場合も見られる。ケアマネジメントを前提とした、いつでも誰でも受け止める安心サポートセンタ ふたた ちいきせいかつ おく だ つうかきのう さいへん 一であり、再び地域 生活に送り出す通過機能として再編する。

りゅう

にゆうしょしせつ せいしんかびょういん りょう はいけい ほんにん と ま かぞく ちいき **入** 所施設・精神科病 院を利用してきた背景は、本人を取り巻く家族・地域・ ぎょうせいとう ちいきせいかつしえんきのう けつじょ いきょ にゆうしょしせつ 行政等に地域生活支援機能が欠如していたことに依拠している。 入所施設・

^{もりいいん} 【森委員】

〇結論

ちいきいこう しえん しすてむ じゅうじつ はか ちいきいこう いぎ しゅうち 地域移行を支援するシステムの 充 実 を図るための地域移行の意義を 周知し、さーびすていきょうしゃ やくわり は しての役割を果たすとともに、入 所 施設や 病 院 は地域生活 をバックアップする機関としての役割と機能を担うべきである。また、地域移行を実 現がより促進されるように入 所 施設や 病 院 に対する 経 済的な支援も必要であると 考 えられる。しかし、入 所 施設からの地域移行の一律に法文化することに ついては賛同しかねる。

〇理由

にゅうしょしせつ びょういん ちいきせいかつ ばっくあっぷ きかん やくわり きのう 入 所 施設や 病 院 は、地域 生 活 をバックアップする機関としての 役 割 と機能を にな こうしょしせつ ろんてんいー 1 ー 1 どうよう ちいきせいかつ おく 担うべきである。入 所 施設については、「論 点 E-1-1」と同 様、地域 生 活 を送る しゃかいしげん いち きのう にゅうしょしゃ ふく ちいき じゅうみん ための 社 会 資源のひとつと位置づけて、その機能を、入 所 者 も含めた 地 域 住 せいかつ ゆうこう かつよう しすてむ こうちく けんとう かんが 民の生活のために有 効に活 用するシステムの 構 築 を検 討 すべきと 考 える。

ゃまもといいん 【山 本委員】

けつろん **〇 結 論**

はか びょうどう にゅういんちりょう ひつよう にゅういん 他のものと 平 等 に 入 院 治療が必要なときには 入 院 できればいいが、 しょうがいしゃ かぎ とくべつ やくわり きのう ふよう 障 害 者に限って特別の役割や機能は不要

りゆう

ほか びょうどう ちいきせいかつかくりつ 他のものと 平 等 な地域生活確立のため